

2 3 高齢者が活躍できる社会づくり

〔現況及び施策の方向〕

生涯現役として活躍し続けられるよう現役世代からの早めの準備を促すとともに、高齢期になっても生きがいをもって就業や地域活動ができる環境づくりを進める。

〔事業の内容〕

1 高齢者が活躍できる社会づくり（予算額 70,790 千円）

(1) 高齢者の生きがい・健康づくり応援事業（予算額 37,303 千円）

「ゆとりある明るい長寿社会」構築のための意識啓発等、各種の事業を実施し、高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加を推進する。（平成2年度創設）

- 委託先 社会福祉法人広島県社会福祉協議会
- 委託期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 事業内容

事業	事業内容
全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣等	全国健康福祉祭（ねんりんピック）の派遣選手選考及び派遣 〔広島県シニア総合スポーツ大会（派遣選手選考）〕 【会場】R5 東広島市・呉市・山県郡北広島町・廿日市 〔全国健康福祉祭（ねんりんピック）（選手派遣）〕 【会場】R5 愛媛県（R4 神奈川県）
広島県シルバー作品展	高齢者による作品（日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真）の募集と優秀作品の展示等 ※次年度の全国健康福祉祭（ねんりんピック）美術展の選考を兼ねる。
シニア囲碁・将棋大会	高齢者を対象とする将棋及び囲碁の大会の開催 ※次年度の全国健康福祉祭（ねんりんピック）の予選会を兼ねる。

(2) 老人クラブ活動の推進（予算額 24,968 千円）

公益財団法人広島県老人クラブ連合会が行う地域支援活動の推進や地域づくり活動について支援する。

また、市町を単位とする研修、健康づくりなど、広域的な事業を展開する市町老人クラブ連合会に対し助成を行うとともに、県老人クラブ連合会に対して助成する。

第1表 老人クラブの状況

（単位 団体、人）

区分	クラブ数	会員数
県分	936	42,302
広島市・呉市・福山市分	987	54,493
計	1,923	96,795

（注）クラブ数、会員数は令和4年度末現在の適正クラブ数である。

(3) プラチナ世代の社会参画促進事業（予算額 8,519 千円）

高齢化が進展していく中で、地域の活力を維持向上させるためには、プラチナ世代（高齢になって年齢を重ねても、地域や社会の中で、自分のできる範囲で自分らしく活動し、輝いている方々）が長年培ってきた知識や経験、技能を十分発揮することが必要である。このため、平成 21 年 4 月に関係機関・団体等で設立した「広島県プラチナ世代支援協議会」において、生涯現役社会の実現に向けた環境づくりを推進するとともに、「広島県高齢者健康福祉大学校（プラチナ大学）」を市町と連携して実施することにより、地域で活躍する人材を育成する。（平成 21 年度創設）

（単位 千円）

事業	事業内容	予算額
広島県プラチナ世代支援協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県、(社福) 広島県社会福祉協議会及び(公財) 広島県老人クラブ連合会等 10 団体で構成 ・総会等の開催、情報発信等 	120
普及啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・プラチナ世代の定義変更や、新しいロゴマークを情報発信し、社会参画の必要性や意義とともに、プラチナ世代の認知度を更に高める。 	200
現役世代（企業等）への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・出前セミナーの実施 ・セミナー参加者と地域ニーズ・団体等とのマッチングによる社会参画の促進 	323
広島県高齢者健康福祉大学校（プラチナ大学）の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県社会福祉協議会に委託して実施 ・市町高齢者福祉計画・介護保険事業計画等で掲げる施策の課題解決に資するテーマやカリキュラムを設定し、市町と連携して実施 	7,876

2 4 地域支援対策

〔現況及び施策の方向〕

「高齢期になっても 健やかに 自分らしく輝き 住み慣れた地域で 安心して暮らし続けることができる 広島県づくり」を基本理念とし、県内 125 全ての日常生活圏域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスが包括的に提供される体制を強化させ、県民のニーズに応じた質の高いサービスを提供できる体制を整備していきます。

〔事業の内容〕

1 地域包括ケアの推進

(1) 広島県地域包括ケアシステム強化推進事業（予算額 76,682 千円）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を強化するため、平成 24 年 6 月に設置した「広島県地域包括ケア推進センター」及び県において、適切な役割分担と連携のもと、専門職派遣等により関係団体や市町への支援、助言を行う。

《広島県地域包括ケア推進センターの概要》

委託先	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構
実施場所	広島県医師会館（広島市東区二葉の里三丁目 2 番 3 号）
主な事業	○在宅ケアの推進 地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議運営支援、地域リハビリテーションの推進、自立支援型ケアの促進など ○専門相談 認知症介護・高齢者権利擁護に関する相談対応など

〈上記と関連した主な取組〉

ア 地域包括ケアシステムの構築

県内の日常生活圏域を類型化（大都市型、都市型、団地型、中山間地域型、島嶼・沿岸部型）し、平成 26 年度からは毎年度、日常生活圏域の中から集中支援を行う圏域を選定し、県地域包括ケア推進センター、県本庁及び県保健所が一体となって、専門職派遣等による集中支援を行った結果、平成 29 年度末に、県内 125 全ての日常生活圏域で地域包括ケアシステムが概ね構築された。

イ 地域包括ケアシステムの評価指標の活用

平成 26 年度に地域包括ケアシステムの評価指標の作成を試み、①医療、②介護、③保健・予防、④住まい・住まい方、⑤生活支援・見守り等、⑥専門職・関係機関のネットワーク、⑦住民参画（自助・互助）及び⑧行政の関与・連携の 8 つの分野を、「定量」と「定性」的な項目により評価を行う手法を開発した。（平成 28 年度には評価シートを一部改訂し【確定版】とした。）

さらに、平成 30 年度に新たに設定した評価基準（試行版）による評価結果及び市町等からの意見を踏まえ、評価指標及び評価方法の見直しを行い、「コアコンセプトに基づく地域包括ケアシステム評価指標」を作成した。（令和元年度評価から適用）

圏域の取組・進捗状況を把握するとともに、市町が評価指標を活用しながら関係者と協議し、自ら構築状況を確認・検証していくよう支援する。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地区医師会や地域の中核病院を拠点とし在宅医療の推進拠点を整備してきた(平成 25 年度及び平成 26 年度補助事業)。この取組などを基盤に、医療機関と介護サービス事業者などの多職種連携が、円滑に図られるよう推進する。

また、県医師会と協力して、新たに在宅医療に取り組む医師、介護支援専門員、訪問看護師、介護職員等に対し、在宅医療を推進する上で直面する困難事例に対して、座学・グループワークで対処方法等を学ぶノウハウ連携研修の実施や在宅医療に関する啓発ツール作成による県民への普及啓発を実施する。

(3) 総合事業・生活支援体制整備の推進

ア 介護保険法改正により、要支援者に対する予防給付のうち訪問介護・通所介護については、市町が実施主体の地域支援事業(新しい介護予防・日常生活支援総合事業(以下「新しい総合事業」という。))へ移行した。新しい総合事業の法施行期日は平成 27 年度からであるが、各市町が条例で定めることにより平成 29 年 4 月まで実施を猶予できるとされていた。平成 29 年 4 月からは県内全市町で新しい総合事業を開始している。

市町が円滑かつ効果的・効率的に新しい総合事業を実施できるよう、実務的な研修会を実施する等の支援を行う。

イ 市町において生活支援サービスの体制整備を促進する事業を円滑に実施できるよう、生活支援コーディネーター指導者養成中央研修修了者等を市町に派遣するとともに、「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の養成及び育成を支援する。

(4) 介護相談員の育成

介護施設・サービス事業所や有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での虐待の未然防止や介護サービスの質の向上等を図るため、介護相談員を育成する市町を支援する。

2 認知症対策の推進(予算額 39,304 千円)

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができるよう、「第 8 期ひろしま高齢者プラン」に掲げる「普及啓発・本人発信の支援」、「予防」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援」、「市町における認知症施策の取組促進」などの認知症施策に係る取組の方向性に沿い、認知症の人と家族を支える地域支援体制の構築と充実を促進するための総合的な認知症対策を推進する。

(1) 認知症にやさしい地域づくり支援事業(予算額 13,962 千円)

県民に対し、認知症の理解促進を図るため、世界アルツハイマーデー(9月21日)からの一週間を「オレンジリング週間(認知症理解促進強化週間)」として位置付け、オレンジリング・イベント等を開催するとともに、認知症対策の総合的推進に資するため、有識者等から多角的・総合的見地から意見を聴取する「認知症地域支援体制推進会議」を開催する。

また、若年性認知症の人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるよう、平成 29 年 10 月に設置した若年性認知症支援コーディネーターによる相談支援、若年性認知症自立支援ネットワークの構築、若年性認知症自立支援ネットワーク研修を実施する。(平成 19 年度創設)

(2) 認知症医療・介護研修事業（予算額 24,485 千円）

認知症の早期診断の推進と適切な医療の提供や、認知症ケアの質の確保と向上を図るため、病院の医療従事者や、介護保険施設等の認知症介護従事者等に対して、認知症に関する研修を実施するとともに、市町の地域支援事業（認知症総合支援事業）の従事者を養成するための研修を実施する。（平成13年度創設）

事業名	事業内容
認知症介護基礎研修	認知症介護に必要な基礎的な知識・技能の修得を図る新任の介護職員等を対象とした研修
認知症介護実践研修	介護職員等を対象とした認知症介護の基本知識等の修得を図る「実践者研修」、「実践リーダー研修」
認知症介護指導者養成研修	認知症介護実践研修等の講師等の役割を担う認知症介護指導者を養成するための研修とその修了者を対象としたフォローアップ研修
広島県認知症介護アドバイザー養成研修	認知症介護に関する地域での身近な相談役を養成するため、上記「実践リーダー研修」に認知症介護アドバイザー養成課程を追加して実施する研修
地域密着型サービス指定要件研修	「認知症対応型サービス事業管理者研修」、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」及び「認知症対応型サービス事業開設者研修」
認知症初期集中支援チーム員研修	認知症が疑われる時点で、訪問等による早期対応・支援を行う「認知症初期集中支援チーム」（市町事業）のチーム員を養成するための研修
認知症地域支援推進員研修	認知症患者やその家族への相談支援や関係機関へのつなぎ等を行う「認知症地域支援推進員」（市町事業）を養成するための研修
チームオレンジ・コーディネーター研修	チームオレンジの整備・活動を推進するために市町が配置する「コーディネーター」（市町事業）を養成するための研修
認知症サポート医養成研修	認知症医療に関する地域での身近な相談役である「認知症サポート医」を養成するための研修とその役割を適切に果たすためのフォローアップ研修
かかりつけ医認知症対応力向上研修	認知症診療に関する基本知識や、患者本人と家族を支える社会資源や方法等の修得を図る診療所等の主治医を対象とした研修
認知症対応力向上研修（歯科医師、薬剤師、看護職員）	認知症への適切な対応法の修得等を行う「歯科医師認知症対応力向上研修」、「薬剤師認知症対応力向上研修」、「看護職員認知症対応力向上研修」
病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	認知症ケアの原則や留意点等の修得、医療と介護の連携の重要性等への理解促進を図る一般病院等の医療従事者を対象とした研修
病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修	認知症ケアの原則や留意点等の修得、医療と介護の連携の重要性等への理解促進を図る病院勤務以外の看護師等を対象とした研修

(3) 認知症地域連携促進事業（予算額 857 千円）

認知症の人に適切な医療とケアを提供できるよう、医療・介護の関係者が連携して認知症患者の情報を共有する地域連携パス「ひろしまオレンジパスポート」（ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）の活用を含む。）の利用促進及び拡大を図るための支援等を実施する。（平成24年度創設）

3 民生委員児童委員協議会活動への援助

広島県民生委員児童委員協議会及び各地区民生委員児童委員協議会に対し活動費を助成し、民生委員児童委員活動の充実強化に努める。（民生児童委員研修等事業費補助金：昭和52年度創設、民生委員協議会運営費県費負担金：昭和48年度創設）

第1表 民生委員・児童委員活動に対する補助等の状況

（単位 千円）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県民児協補助	2,286	2,286	2,294
地区民協運営費補助	22,165	23,582	25,830

民生委員・児童委員の報償費の支払いについては、平成17年度から順次市町へ権限移譲移譲事務交付金 民生委員・児童委員1人当たり年額60,200円 負担割合 県10/10

第2表 民生委員・児童委員定数の推移

(単位 人)

区 分	県 分	広島市分	福山市分	呉市分	合 計	摘 要
令和4年12月1日	2,548 (203)	1,996 (203)	887 (68)	633 (52)	6,064 (526)	一斉改選
令和元年12月1日	2,540 (203)	1,985 (203)	887 (68)	633 (52)	6,045 (526)	一斉改選
平成28年12月1日	2,539 (203)	1,971 (202)	887 (69)	633 (52)	6,030 (526)	一斉改選
平成28年4月1日	2,530 (203)	1,964 (200)	887 (69)	633 (52)	6,014 (524)	呉市が中核市に移行
平成25年12月1日	3,163 (255)	1,964 (200)	887 (69)	—	6,014 (524)	一斉改選
平成25年4月1日	3,144 (250)	1,964 (200)	887 (69)	—	5,995 (519)	古田地区2名増、五日市南地区1名増
平成24年4月1日	3,144 (250)	1,961 (200)	887 (69)	—	5,992 (519)	安佐南区伴地区2名増、安佐北区落合地区1名増、口田地区1名増、佐伯区五日市南地区1名増
平成23年4月1日	3,144 (250)	1,956 (200)	887 (69)	—	5,987 (519)	安佐南区安地区1名増、安佐北区真亀地区1名増、三入地区1名増、安芸区瀬野地区1名増
平成22年12月1日	3,144 (250)	1,952 (200)	887 (69)	—	5,983 (519)	一斉改選
平成22年4月1日	3,142 (250)	1,952 (200)	887 (69)	—	5,981 (519)	東区牛田地区の区域2分割により主任児童委員2名増、西区古田地区2名増、安佐南区大町東地区1名増、山本地区2名増、安芸区矢野地区の区域2分割により2名増及び主任児童委員1名増、佐伯区湯来地区の区域2分割により主任児童委員2名増
平成21年4月1日	3,142 (250)	1,940 (195)	887 (69)	—	5,969 (514)	安佐南区原地区1名増、大塚・伴南地区1名増
平成20年4月1日	3,142 (250)	1,938 (195)	887 (69)	—	5,967 (514)	安芸区瀬野地区1名増、矢野地区2名増
平成19年12月1日	3,142 (250)	1,935 (195)	887 (69)	—	5,964 (514)	一斉改選
平成19年4月1日	3,142 (257)	1,935 (195)	887 (69)	—	5,964 (521)	安佐南区沼田地区の区域3分割により主任児童委員4名増
平成18年3月1日	3,142 (257)	1,931 (191)	887 (69)	—	5,960 (517)	神辺町が福山市と合併、主任児童委員4名増
平成17年4月25日	3,236 (260)	1,931 (191)	789 (62)	—	5,956 (513)	湯来町が広島市と合併
平成17年2月1日	3,267 (262)	1,900 (189)	789 (62)	—	5,956 (513)	沼隈町が福山市と合併
平成16年12月1日	3,302 (264)	1,900 (189)	754 (60)	—	5,956 (513)	一斉改選
平成15年4月1日	3,342 (281)	1,898 (187)	754 (60)	—	5,994 (528)	旧新市町の区域2分割により主任児童委員1名増
平成15年2月3日	3,342 (281)	1,898 (187)	753 (59)	—	5,993 (527)	内海町、新市町が福山市と合併

(注) () 内は、主任児童委員数で内数である

第3表 民生委員・児童委員の活動状況

(単位 件、%)

区分		内容別相談・支援件数															
		在宅福祉	介護保険	健康医療	子育て・健康	母子生活	地域生活	子ども・学校生活・教育	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	計
令和4年度	件数	5,328	2,049	5,331	811	3,542	2,601	1,107	365	361	2,353	979	4,017	16,375	19,060	64,279	
	構成比	8.3	3.2	8.3	1.3	5.5	4.0	1.7	0.6	0.6	3.7	1.5	6.2	25.5	29.6	100.0	
令和3年度	件数	5,367	1,856	6,658	738	3,413	2,264	1,139	369	322	2,397	1,081	4,314	16,375	17,078	63,371	
	構成比	8.5	2.9	10.5	1.2	5.4	3.6	1.8	0.6	0.5	3.8	1.7	6.8	25.8	26.9	100.0	
区分		分野別相談・支援件数					その他活動件数						訪問回数		連絡調整回数		活動日数
		高齢者にと	障害者にと	子どもにと	その他	計	調査・実態把握	行事・事業・会議への参加協力	地域福祉活動	・自主活動	民・児協研運営修	証明事務	要保護児童の発見の通告・仲介	訪問・連絡活動	その他	委員相互	
令和4年度	件数	38,849	3,527	9,040	12,863	64,279	42,550	40,742	97,926	70,804	2,573	402	480,370	168,596	99,399	69,554	327,986
	構成比	60.4	5.5	14.1	20.0	100.0											
令和3年度	件数	39,248	2,951	8,634	12,538	63,371	30,943	30,850	88,016	54,958	2,378	461	471,635	173,306	99,502	68,888	341,743
	構成比	61.9	4.7	13.6	19.8	100.0											

25 健康増進対策

〔現況及び施策の方向〕

近年、高齢化や生活習慣の変化により、広島県においても、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加している。

このような状況に対応し、健康寿命の延伸を図るため、県民一人ひとりの主体的な健康づくりを基本とし、望ましい生活習慣の定着に向けた意識啓発や、情報提供・人材育成・市町や関係団体との連携により、県民が健康づくりに取り組みやすい環境整備を行う。

〔事業の内容〕

1 健康ひろしま21推進事業（予算額 9,717千円）

平成29年度に中間評価及び中間見直しに伴う改定を行った健康ひろしま21（第2次）に基づく施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、健康ひろしま21推進協議会を開催し、計画の進捗管理や推進方策の協議を行う。

また、「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」と連携しながら、県民の主体的な健康づくりの取組を支援する。

2 健康づくりの体制整備

(1) 市町健康づくり推進協議会の組織育成

市町の実情に応じた健康づくり対策を推進するため、行政機関、保健医療団体、福祉関係団体及び住民組織等からなる健康づくり推進協議会の組織育成を促進する。（昭和53年度創設、市町地域保健対策協議会を活用）

第1表 市町健康づくり推進協議会（令和5年3月末現在）

保健所（支所）名	管轄市町数	設置市町数	保健所（支所）名	管轄市町数	設置市町数
西部	2	0	東部	3	0
西部（広島）	7	1	東部（福山）	2	0
西部（呉）	1	0	北部	2	0
西部東	3	1	計	20	2

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

(2) 市町健康増進計画推進支援

市町の策定する健康増進計画について、所管の県保健所を通じ、その推進を支援する。

〈参考〉市町保健センターの設置状況（令和5年3月末現在）

保健所（支所）名	設置市町名	設置数	保健所（支所）名	設置市町名	設置数
西部	廿日市市	3	東部	三原市	1
西部（広島）	海田町	1		尾道市	1
	坂町	1	東部（福山）	世羅町	2
西部（呉）	江田島市	3		府中市	1
西部東	東広島市	4	北部	神石高原町	1
				三原市	3
	竹原市	1	計	14市町	27
大崎上島町	2				

（注）1 国庫補助金を受けて整備を行った施設のみ記載

（注）2 広島市、呉市、福山市を除く。

3 普及啓発

(1) 健康増進普及啓発の推進

関係者の取組を県民一人ひとりの主体的な健康づくりに結びつけるため、全県的な機運醸成と環境整備を図る。(健康づくりの県民運動化)

また、「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」と連携しながら、県民の主体的な健康づくりの取組を支援する。

(2) 健康生活応援店制度の推進

望ましい生活習慣を広く県民に啓発するため、施設内禁煙や分煙の実施、栄養成分の表示、ヘルシーメニューの提供や運動等の実践支援により県民の健康づくりを支援する店舗を「健康生活応援店」として認証している。

令和5年3月末現在の認証店舗数は、重複を含んだ総数で1,663店舗となっている。(平成14年度創設) また、平成31年度に認証区分の改正を行った。

第2表 健康生活応援店認証状況 (のべ店舗数)

(広島市、呉市、福山市を含む：令和5年3月末現在)

禁煙支援 (注)		食生活							
禁煙支援	小計	栄養成分表示	野菜たっぶり	塩分控えめ	ヘルシーオーダー	塩分控えめ推進・応援	朝食摂取応援	食事バランス応援	小計
80	80	413	108	50	9	44	6	33	699
運動実践					その他		合計 (令和5年3月末現在)		
正しい歩き方 ウォーキング指導	ウォーキング 勸奨・応援	小計		健康づくり 応援等	小計				
21	133	154		730	730	1,663			

(注) 広島市、呉市、福山市においては、禁煙・分煙の認証項目を継続しているが、本表へは店舗数を計上していない。

4 人材の育成・確保

運動普及推進員の育成

地域住民に対して、運動の効用を啓発し、日常生活の中に健康づくりのための運動の普及・定着化を目指した活動を展開する運動普及推進員の育成を促進する。(平成元年度創設)

第3表 運動普及推進員研修会実施状況

(単位 市町、回、人)

区 分	研 修 会			
	市町数	推進員数	回数	延人員
令和4年度	2	1,050	5	87
令和3年度	6	1,050	27	764
令和2年度	6	1,088	21	652
令和元年度	8	1,591	74	2,487
平成30年度	9	1,600	83	3,070

5 健康増進事業等（予算額 35,261 千円）

(1) 健康増進事業（予算額 35,261 千円）

昭和 57 年度から平成 19 年度まで、老人保健法に基づく保健事業として、市町が実施主体となり、①健康手帳の交付、②健康教育、③健康相談、④健康診査、⑤機能訓練、⑥訪問指導の 6 事業を実施してきた。

平成 20 年度から、これらの事業のうち、基本健康診査が、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、医療保険者の責任により実施される特定健康診査・特定保健指導に移行し、その他の保健事業は、健康増進法に基づく健康増進事業として引き続き市町が実施しており、平成 25 年度からは総合的な保健推進事業が追加された。これら事業に要する費用の一部を負担する。（広島市を除く。）（平成 20 年度創設）

〔負担割合 国 1/3、県 1/3、市町 1/3
肝炎ウイルス検診無料検診メニューの自己負担相当額分：国 10/10〕

事業名	内容
健康手帳	40歳以上の者であって、特定健診等の健診を受けた者、健康教育、健康相談、訪問指導及び健康増進法に基づく健診等を受けた者に利用を促す。 *平成29年度から交付方法が変更（原則として対象者による厚生労働省HPからのダウンロード）
健康教育	（集団）40歳以上65歳未満の者及びその家族（集団）に対して、健康増進等に関する教育を実施する。 （個別）40歳以上65歳未満の特定保健指導等の対象以外の者に対して、健康増進等に関する教育を実施する。
健康相談	40歳以上65歳未満の者に対し、医師、保健師等が健康に関する指導、助言を行い、必要に応じて血圧測定、検尿等を実施する。 （重点相談、総合相談）
健康診査	（基本健康診査）40歳以上で生活保護受給者等、特定健診の対象外の者を対象として健康診査を実施する。 （歯周疾患検診）40、50、60、70歳の者に実施する。 （骨粗鬆症検診）40、45、50、55、60、65、70歳の女性に実施する。 （肝炎ウイルス検診）40歳の者及び41歳以上の者であって過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ、本検診の受診を希望する者に実施する。 ※ 肝炎ウイルス検診の個別勧奨メニューは、平成29年度から無料検診メニューに変更（40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者は、自己負担を伴わない受検が可能） 【負担割合：受診者負担相当額：国10/10、検診費及び個別勧奨経費：国1/3、県1/3、市町1/3】
機能訓練	（平成29年度から廃止）
訪問指導	40歳以上65歳未満の者であって、特定保健指導の対象以外の者に対し、保健師等が家庭における療養方法、看護方法、機能訓練方法等の指導を訪問により実施する。
総合的な保健推進事業	健康増進法第19条の2に基づき市町が実施する各健診等の一体的実施及び追加の健診項目に係る企画・検討を実施する。【平成25年度～】

第4表 医療等以外の保健事業の実施状況

(令和5年3月末現在)

事業名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
健康手帳の交付		—	—	—
健康教育	集団	19市町 延598回	19市町 延501回	18市町 延851回
	個別	1市町 延13回	1市町 延1回	1市町 延1回
健康相談	総合	14市町 延266回	14市町 延200回	16市町 延287回
	重点	8市町 延165回	8市町 延130回	9市町 延232回
健康診査	基本健康診査	221人	303人	317人
機能訓練		—	—	—
訪問指導		13市町 1,930人	13市町 992人	15市町 808人

(注) 1 広島市を除く。

(注) 2 健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の4事業については、65歳以上は、平成18年度から地域支援事業（介護予防事業）に移行し、保健事業の対象外となっている。

(2) 特定健康診査・特定保健指導の推進

県民の健康の保持増進を図るため、特定健康診査・特定保健指導を推進する。

事業名	事業内容
特定健康診査	<p>○40歳～74歳の対象者に対し健康診査を実施する。</p> <p>【基本的な検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体計測（身長、体重、腹囲等） ・血圧・血液検査（血糖、脂質等） ・尿検査（糖、蛋白）・診察 <p>【詳細な検査：医師の判断で実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・眼底検査、貧血、心電図、血清クレアチニン検査
特定保健指導	<p>○特定健康診査の受診者のうち、腹囲、血圧、血糖、血中脂質検査等の結果により指導対象者を選定。</p> <p>○「動機付け支援」と「積極的支援」に対象者を分けて各指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動機付け支援：原則1回の指導後3か月経過した後に生活習慣の改善状況を評価 ・積極的支援：3か月以上の継続した指導後に評価

6 健康経営の推進（予算額 32,640千円）

(1) 健康データなどを活用した健康づくり（予算額 30,090千円）

若い時期からの適切な生活習慣の定着に向けて、県内企業等と連携し、デジタル技術を活用して健診情報から健康リスクを予測し、生活習慣の改善につながる効果的な介入方法を検討する実証試験を行う。（令和3年度創設）

(2) 「健康経営」実践企業の拡大推進（予算額 2,550千円）

ア 県内企業の経営者等を対象に、「健康経営」を開始するために必要な知識等の修得を目的とした導入セミナー及び「健康経営」を継続するために必要な具体の技術的支援を目的とした継続セミナーを開催する。（令和3年度創設）

イ 「健康経営」に特に積極的に取り組む企業を健康経営優良企業として表彰する。（令和2年度創設）

ウ 健康増進に関して連携協力協定を締結している企業の営業社員から、経営者等に「ひろしま企業健康宣言」へのエントリーを働きかける。（令和3年度創設）

第5表 健康経営に取り組む中小企業数

(年度末現在)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
「健康経営」に取り組む 中小企業数	2,002社	3,069社	4,015社

(注)「健康経営」は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標である。

7 介護予防（予算額 15,133 千円 ※24 地域支援対策 1 地域包括ケアの推進 (1)の一部)

(1) 地域づくりによる介護予防推進支援事業（予算額 4,943 千円）

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて住民が主体的に実施する「通いの場」を立上げるとともに、継続的に拡大していくような仕組みづくりと地域づくりを行うため、広島県アドバイザーを市町に派遣する等の支援を行う。(平成 26 年度創設)

(2) リハビリテーション専門職等人材育成調整事業（予算額 9,960 千円）

高齢者の生活改善や社会参加に必要な視点で助言できるリハビリテーション専門職が、市町介護予防事業・地域ケア会議や住民運営の「通いの場」において効果的な取組が実施できるよう派遣体制整備を図る。(平成 27 年度創設)

(3) 介護予防活動普及展開事業（予算額 230 千円）

生涯現役社会を実現するため、先進的な市町等で取り組んでいる効果的な介護予防の仕組みを展開し、元気な高齢者を増やすことを目的とする。(平成 29 年度創設)

(4) 地域リハビリテーションの推進

地域リハビリテーション広域支援センター等の指定を通じ、地域における専門的な支援体制を確保するとともに、市町の介護予防の取組を支援する。(平成 16 年度創設)

第6表 地域リハビリテーション広域支援センター等活動実績

年度	事業回数	連絡調整等	専門職派遣延人数
令和4年度	2,323回	2,155回	2,907人

8 高齢者の健康づくり「通いの場」推進事業（予算額 27,126 千円 ※24 地域支援対策 1 地域包括ケアの推進 (1) の一部)

健康寿命の延伸に向けて、相関性が認められる要支援1・2、要介護1の認定を受けている高齢者の割合を低減するため、介護予防の取組を充実・強化し、高齢者が通える範囲で定期的集まり、身近な人と関わりながら体操などを行い、運動機能や筋力の維持・向上を図る「通いの場」の設置を加速させる。

(1) ネットワーク構築

各広域支援センターと市町等でネットワーク会議を設置して、各圏域の地域リハビリテーション体制に係る協議を行い、顔が見える関係を構築するとともに、各広域支援センターが「通いの場」の支援機関と協力して地域へリハビリテーション専門職を派遣する仕組みを構築する。

(2) 人材育成の加速

県が人材育成等調整会議を開催し、各職能団体から意見をもらって研修内容を検討し、より実践的な基礎研修・専門研修を実施するとともに、県アドバイザーを派遣し、「通いの場」の支援機関への助言等に併せて、地域のリハビリテーション専門職へのOJTを行う。

(3) 「通いの場」リーダーの育成等

優良事例の紹介等を通じて、リーダーのモチベーションの維持、「通いの場」のマンネリ化の防止、参加者の継続意欲の向上を図る。

(4) 多様な通いの場の推進

車いすの方でもいきいき百歳体操の実施ができるよう、動画の作成を行う。

第7表 「通いの場」の達成目標

年 度	R1 (実績)	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (予定)
設置数 (個所)	1,657	1,799	1,920	2,057	4,250
参加者数 (人)	36,122	37,356	38,664	41,500	85,000
高齢者人口に占める「通いの場」の参加者の割合 (%)	4.4	4.5	4.6	5.0	10.2

26 食育推進対策

〔現況及び施策の方向〕

子どもたちが健全な心身と豊かな人間性を培い、全ての県民が生涯にわたって健全な食生活を実践するため、食育基本法及び広島県食育基本条例に基づき平成30年3月に策定した第3次広島県食育推進計画により、食育の普及啓発や推進体制の整備など、食育推進に関する総合的な施策の実施を図る。

〔事業の内容〕

1 食育推進計画の推進（予算額 1,976千円）

(1) 広島県食育推進会議等の運営

第3次広島県食育推進計画に基づく施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、広島県食育推進会議を運営する。

また、食育に関する情報収集や市町食育推進計画の作成を支援するため、圏域連絡会議を開催する。
(平成19年度創設)

ア 広島県食育推進会議の開催 年1回（委員20名）

イ 圏域連絡会議の開催 年1回

2 普及啓発活動（予算額 1,000千円）

関係団体で組織するひろしま食育・健康づくり実行委員会を設置し、ひろしま食育の日（10月19日）及びひろしま食育ウィークを中心に、食育に関する普及啓発を実施する。（平成19年度創設）

令和5年度は引き続き、野菜摂取増の取組、栄養成分表示の活用事業、地域における食育の推進を図る食育活性化支援事業により、保健所（支所）を中心に食の関係者によるネットワークの構築を図る。

3 食育功労者の表彰（予算額 53千円）

食育の推進に関する活動の一層の促進を図るため、食育の推進に特に功労のあった者を表彰する。
(平成19年度創設)

4 地域における食育の推進事業（農林水産省消費・安全対策交付金事業）（予算額 1,500千円）

地域における食育を推進するため、事業費の1/2の範囲内において交付金を交付する。

2 7 医療保険制度の安定的な運営

〔現況及び施策の方向〕

本県の国民健康保険事業は、県及び 23 市町並びに 3 組合の 26 保険者によって運営され、令和 2 年度末現在では県人口の 19.8%にあたる約 54 万 7 千人が加入しており、地域住民の健康の増進に大きく貢献している。（平成 20 年 4 月から 75 歳以上の人を対象とした後期高齢者医療制度が開始されている。）

国民健康保険事業の実施に当たっては、保険料（税）の収納促進、診療報酬明細書等点検調査の充実による給付の適正化及び保健事業の推進に努め、国民健康保険制度の安定的な運営を図ることが必要である。

〔事業の内容〕

1 国民健康保険事業

他の医療保険と比較して、高齢者や低所得者の構成割合が高く、経済状況の影響も受けやすい、ぜい弱な財政基盤に加え、多様化・高度化する医療需要の増大等もあり、保険財政は厳しいものとなっている。

各保険者は、国庫補助金、県による助成及び保険料（税）の適正賦課等によって、国民健康保険事業の安定化に努めている。（昭和 33 年度創設）

第 1 表 国民健康保険被保険者数等

（単位 人、円、％）

区 分	国民健康保険 被保険者数 (年度末現在)	1 人 当 たり 医 療 費	保 険 料 (税) 収 納 率
令 和 3 年 度	547,357	410,946	95.05
令 和 2 年 度	565,800	395,709	94.62
令 和 元 年 度	577,027	402,631	94.27

（注）1 人当たり医療費について、市町分は 3 月～2 月診療分により、組合分は 4 月～3 月診療分により算出している。

第 2 表 国保事業決算の状況

（単位 千円、団体）

区 分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差 引 額	左 の 内 訳			
				剰 余 (黒字)		不 足 (赤字)	
				保 険 者 数	金 額	保 険 者 数	金 額
令 和 3 年 度	283,217,472	276,699,594	6,517,878	26	6,517,878	0	0
令 和 2 年 度	282,468,643	275,452,316	7,016,327	26	7,016,327	0	0
令 和 元 年 度	294,847,542	290,841,857	4,005,686	27	4,005,686	0	0

(1) 被保険者の資格の適用

国民健康保険は、国民皆保険の下に市町及び国民健康保険組合が保険者となって、各種被用者保険に加入していない自営業者等を対象として必要な給付を行っている。（平成 30 年 4 月から県も保険者となっている。）

第 3 表 国民健康保険の適用状況

（単位 団体、世帯、人）

区 分	保 険 者 数			世 帯 数	被 保 険 者 数
	市 町	組 合	計		
令 和 3 年 度	23	3	26	364,246	547,357
令 和 2 年 度	23	3	26	372,258	565,800
令 和 元 年 度	23	4	27	375,746	577,027

（注）年度末現在の数値による。

(2) 保険給付

被保険者の疾病及び負傷に関して療養の給付（義務教育就学前 8 割、義務教育就学後 70 歳未満 7 割、70 歳以上 75 歳未満 8 割〔現役並み所得者 7 割〕）及び被保険者の出産、死亡等に関して出産育児一時金（404,000 円〔産科医療保障制度加入時：420,000 円〕）、葬祭費（30,000 円）等を支給している。

（注）出産育児一時金について、令和 5 年度以降は、488,000 円（産科医療保障制度加入時：500,000 円）

第 4 表 保険給付の状況

（単位 千円、％）

区 分		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
療養諸費	療 養 の 給 付 費	236,065,270	225,936,415	229,462,805
	療 養 費	1,692,249	1,510,184	1,500,787
	小 計	237,757,519	227,446,599	230,963,592
	対 前 年 増 減 率	▲1.1	▲4.3	1.5
	負 担 区 分			
	保 険 者 負 担	174,746,505	167,413,292	170,318,339
	被 保 険 者 負 担	54,746,505	52,556,512	52,979,857
	そ の 他 の 負 担	8,213,523	7,476,795	7,665,396
高額療養費・高額介護合算療養費		23,841,884	23,979,172	24,126,344
そ保 の險 他給 の付	出 産 育 児 一 時 金	757,046	711,509	686,513
	葬 祭 費	110,640	107,440	109,520
	傷 病 手 当 金 等	48,594	47,856	59,885
	小 計	916,280	866,805	855,918

第 5 表 医療給付に関する諸率の状況

（単位 件、日、円）

区 分		受 診 率	1 件当たり日数	1 日当たり費用額	1 人当たり医療費
令和 3 年度	広島県	1,122.26	1.94	14,911	410,946
	全 国	1,047.45	1.84	15,379	377,253
令和 2 年度	広島県	1,073.90	1.97	14,735	395,709
	全 国	984.48	1.87	15,075	354,393
令和元年度	広島県	1,158.24	1.98	13,859	402,631
	全 国	1,068.95	1.88	14,234	362,755

（注）1 受診率は、「療養の給付」の件数（薬剤支給の件数を除く。）を年間平均被保険者数で除し、100 倍した数値であり、被保険者 100 人当たりの年間受診回数を表している。

（注）2 市町村分は 3 月～2 月診療分により、組合分は 4 月～3 月診療分により算出している。

（注）3 全国の数値は国民健康保険事業年報から引用。

(3) 保険料（税）の収納

保険者のうち市町では、保険料又は保険税のいずれかを選択（国民健康保険組合は保険料に限る。）することができ、本県では、広島市、呉市、尾道市、大竹市が保険料、その他の市町は保険税を採用している。

保険料（税）は、健全財政を確保するため、医療費に見合う額を賦課するよう指導しているが、被保険者に低所得者や無職者が多いため、医療費に見合う保険料（税）の確保は困難な状況がある。

賦課方式は、第 6 表のとおり、ほとんどの保険者が所得割、資産割、被保険者均等割及び世帯別平等割を賦課する方式を採用している。

令和 3 年度の 1 世帯当たり保険料（税）調定額は、第 7 表のとおり 141,544 円となっており、前年度に比べて 4,878 円、3.3%の減少となった。

なお、市町国保における低所得世帯に対しては、第 8 表のとおり保険料（税）の軽減の措置が講じられており、令和 4 年度においては、全世帯の 59.0%が軽減対象世帯である。

第6表 賦課方法別市町数

(医療分・後期分・介護分)

(単位 市町)

区 分	所得割・資産割 均等割・平等割	所 得 割 均等割・平等割	計
保 険 税	9	10	19
保 険 料	0	4	4
計	9	14	23
構 成 比 (%)	39.1	60.9	100.0

(注) 令和3年4月1日現在の数値による。

第7表 保険料(税)の収納状況

(単位 千円、%、円)

区 分	保険料(税)額(現年度分)			1世帯当たり調定額			
	調 定 額	収 納 額	収 納 率 広島県(全国)	金 額		対前年増加率	
				広 島 県	全 国	広 島 県	全 国
令和3年度	49,560,018	46,733,699	94.30(94.24)	141,544	146,899	▲3.3	▲0.5
令和2年度	51,911,888	48,699,847	93.81(93.69)	146,422	147,593	▲0.4	▲1.4
令和元年度	52,969,600	49,475,152	93.41(92.92)	146,986	149,623	▲0.4	0.002

(注) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。

(注) なお、全国の数値は国民健康保険事業年報から引用。

第8表 低所得世帯に対する保険料(税)軽減措置実施状況

(医療分)

(単位 世帯、%、人、千円)

区 分	7割軽減				5割軽減				2割軽減			
	世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
令和4年度	106,070	30.4	134,105	25.9	56,899	16.3	95,196	18.4	42,780	12.3	72,735	14.1
令和3年度	107,714	30.3	136,537	25.6	58,305	16.4	98,462	18.5	44,418	12.5	76,697	14.4
令和2年度	105,030	29.3	133,525	24.6	58,621	16.4	99,388	18.3	45,473	12.7	79,150	14.6
区 分	計											
	世帯数		被保険者数		軽減額							
	実数	割合	実数	割合								
令和4年度	205,749	59.0	302,036	58.4	6,149,271 (6,149,271)							
令和3年度	210,437	59.2	311,696	58.5	6,365,022 (6,365,022)							
令和2年度	209,124	58.3	312,063	57.5	6,516,934 (6,516,934)							

(後期分)

(単位 世帯、%、人、千円)

区 分	7割軽減				5割軽減				2割軽減			
	世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
令和4年度	106,070	30.4	134,105	25.9	56,899	16.3	95,196	18.4	42,780	12.3	72,735	14.1
令和3年度	107,714	30.3	136,537	25.6	58,305	16.4	98,462	18.5	44,418	12.5	76,697	14.4
令和2年度	105,030	29.3	133,525	24.6	58,621	16.4	99,388	18.3	45,473	12.7	79,150	14.6
区 分	計											
	世帯数		被保険者数		軽減額							
	実数	割合	実数	割合								
令和4年度	205,749	59.0	302,036	58.4	2,168,011 (2,168,011)							
令和3年度	210,437	59.2	311,696	58.5	2,194,389 (2,194,389)							
令和2年度	209,124	58.3	312,063	57.5	2,104,532 (2,104,532)							

(介護分)

(単位 世帯、%、人、千円)

区 分	7割軽減				5割軽減				2割軽減			
	世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
令和4年度	43,272	32.6	46,615	30.6	18,256	13.7	21,545	14.1	13,119	9.9	15,655	10.3
令和3年度	43,060	31.9	46,382	29.9	18,530	13.7	21,882	14.1	14,006	10.4	16,769	10.8
令和2年度	40,669	29.8	43,704	27.7	19,118	14.0	22,537	14.3	14,943	10.9	17,991	11.4
区 分	計											
	世帯数		被保険者数		軽減額							
	実数	割合	実数	割合								
令和4年度	74,706	56.2	83,815	55.0	638,647 (638,647)							
令和3年度	75,596	56.0	85,033	54.8	626,781 (626,781)							
令和2年度	74,730	54.7	84,232	53.3	649,936 (649,936)							

(注) 1 市町国保(全被保険者分)のみの数値である。

(注) 2 軽減額の()は、退職被保険者分を除いた数値である。

(注) 3 世帯数及び被保険者数は、4月1日現在の数値による。

(4) 国庫補助の状況

保険料（税）とともに国保財政の主な財源となっているのは国庫支出金であり、令和2年度歳入総額に対する割合は26.3%である。

第9表 国庫支出金の状況

(単位 千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
療養給付費等負担金	46,813,958	47,184,688	44,127,821
高額医療費負担金	1,771,650	1,882,949	1,866,513
特別高額医療費共同事業負担金	107,422	98,125	91,021
特定健康診査等負担金	278,066	289,347	285,212
普通調整交付金	15,059,529	14,750,179	14,353,425
特別調整交付金	4,219,710	3,422,835	2,885,310
保険者努力支援制度交付金	2,112,239	2,933,024	2,917,502
財政安定化基金補助金	—	78	—
計	70,362,574	70,561,225	66,526,804

(5) 保険者の実地指導等

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、保険者の実地指導等を随時行い、事業運営の健全化に努める。

第10表 保険者等の実地指導の状況

(単位 団体)

区 分	一 般 指 導	特 別 指 導
令和4年度	6	0
令和3年度	5	0
令和2年度	7	1

第11表 国民健康保険直営診療施設の決算状況

ア 病院

(単位 会計、千円)

区 分	会計数	損 益 の 状 況				未処理 欠損金	不 良 債務額	未処理 利 益 剰余金
		会計数	当年度 純利益	会計数	当年度 純損失			
令和3年度	8	7	1,343,208	1	52,017	令和3年度	8	7
令和2年度	8	6	833,579	2	113,462	令和2年度	8	6
令和元年度	8	4	209,975	4	196,274	令和元年度	8	4

イ 診療所

(単位 会計、千円)

区 分	会 計 数	黒 字		赤 字	
		会 計 数	黒 字 額	会 計 数	赤 字 額
令和3年度	14	12	71,180	2	11,699
令和2年度	14	12	68,234	2	13,402
令和元年度	14	12	69,904	2	14,811

(6) 保険医療機関等の指導監査

各種医療保険における療養の給付を取扱う保険医療機関等について、保険診療の適正化を期するため、医療担当者を対象とした個別指導及び集団指導並びに保険医療機関等に対する指導監査を中国四国厚生局と連携して実施する。

第12表 令和4年度保険医療機関等指導監査件数及び返還金処理状況

(単位 機関、円)

区 分	機 関 数			返還金額	説 明
	監 査	個別指導	集団指導		
医 科	2	55	754	121,940,990	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法の医療に関するものなど
歯 科	1	37	391	4,416,043	
薬 局	1	46	304	2,719,510	
訪 問 看 護	0	1	35	0	
柔 道 整 復	0	0	40	0	
鍼灸・マッサージ	0	0	45	0	
計	4	139	1,569	129,076,543	

(7) 国保事業等の推進 (予算額 7,775 千円)

適正かつ安定的な国保事業等の運営が図られるよう、保険者に対する助言・指導を行う。(昭和63年度創設)

(8) 国民健康保険事業状況データ作成 (予算額 2,726 千円)

事業状況等のデータ作成業務を広島県国民健康保険団体連合会に委託して実施する。(昭和63年度創設)

(9) 市町国保財政助成事業 (予算額 8,615,558 千円)

市町に対し、保険基盤安定制度(昭和63年度創設)及び未就学児均等割保険料軽減措置(令和4年度創設)に対する助成を行う。

第13表 市町国保財政助成事業の状況

(単位 千円)

事 業 名	内 容		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予定)
保険基盤安定負担金	負担割合	(保険料(税)軽減分) 県 3/4、市町 1/4 (保険者支援分) 国 1/2、県 1/4、市町 1/4 (未就学児均等割保険料軽減分) 国 1/2、県 1/4、市町 1/4	8,117,307	7,912,184	8,615,558

(注) 広島市、福山市を含む。

(10) 国民健康保険事業費特別会計繰出金事業 (予算額 14,239,570 千円)

平成30年度から、県が国民健康保険の保険者として財政運営の責任主体となったことに伴い設置・運営している特別会計に対し、一般会計から県が負担する費用分の繰り出しを行う。(平成30年度創設)

第 14 表 国民健康保険事業費特別会計繰出金事業の状況

(単位：千円)

	内 容	負担割合	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (予定)
高額医療費 負担金繰入金	市町国保のレセプト 1 件当たり 80 万円を超過する医療費の一定 割合を負担	国 : 1/4 県 : 1/4 市町 : 1/2	1,866,513	1,836,898	1,959,738
都道府県繰入金	市町国保給付費等の 9%を負担	国 : 41/100 県 : 9/100	11,812,325	11,896,999	11,953,400
特定健康診査等 負担金繰入金	市町国保が実施する特定健康診 査・特定保健指導に要する経費の 一部を負担	国 : 1/3 県 : 1/3 市町 : 1/3	285,212	283,190	321,374
その他繰入金	保険者事務に係る総務費、運営協 議会費等の経費を負担	県 : 10/10	3,800	1,566	5,058

(注) 広島市、福山市を含む。

(11) 広島県国民健康保険審査会の運営 (予算額 240 千円)

市町等が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県国民健康保険審査会を運営する。

第 15 表 審査請求の状況

(単位 件)

年 度	裁決件数	審 理 結 果
令和 4 年度	1	(却下) 1 件
令和 3 年度	2	(棄却) 2 件
令和 2 年度	0	—

(12) 国民健康保険事業費特別会計 (予算額 229,859,983 千円)

平成 30 年度から、県が国民健康保険の保険者として財政運営の責任主体となったことに伴い、国民健康保険法第 10 条に基づき、特別会計を設置・運営する。(平成 30 年度創設)

2 後期高齢者医療制度

平成 20 年度から 75 歳以上の高齢者 (65 歳～74 歳の一定程度の障害のある者を含む。) を対象とした新たな医療保険制度が開始された。

この制度は、全ての市町が参加する後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定、医療の給付等を行う。

(1) 後期高齢者医療に係る医療給付費の負担 (予算額 35,652,829 千円)

高齢者の健康保持と適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療広域連合が実施する法による医療等に要する費用 (一定以上所得者に係る医療等に要する費用を除く。) の一部 (12 分の 1) を負担する。(平成 20 年度創設)

ア 対象者

75 歳以上の人及び 65 歳以上 75 歳未満で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けている人

イ 医療費の自己負担割合

一般の人は 1 割、一定以上の所得のある人は 3 割または 2 割

ウ 保険料

令和 5 年度の年間保険料は、均等割額 (被保険者全員が均等に負担) 45,840 円と所得割額 ((総所得金額等－基礎控除) × 所得割率 8.67%) の合計となる。

なお、所得の低い人は、世帯の所得に応じて均等割額が軽減される。

第16表 後期高齢者医療県負担金給付状況

(単位 人、千円)

区 分	受 給 者 数 (A)	後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費 (B)	(B) の うち 県 費 負 担 額	1 人 当 たり 給 付 費 (B) / (A) 円
令和5年度(予定)	436,154	427,833,942	35,652,829	980,925
令和4年度	447,190	428,906,035	34,049,708	959,114
令和3年度	431,090	410,448,573	33,742,317	952,118

(2) 後期高齢者医療助成事業 (予算額 8,601,410千円)

後期高齢者広域連合の財政安定化を図るため、第17表のとおり事業を実施する。(平成20年度創設)

第17表 後期高齢者医療助成状況

(単位 千円)

区 分	事 業 内 容	負担割合	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予定)
保険基盤安定負担金	低所得世帯等の保険料(均等割)の軽減措置分を補填	県 : 3/4 市町 : 1/4	5,604,286	5,753,958	5,971,723
高額医療費負担金	高額な医療費による広域連合の財政リスクを緩和するため、レセプト1件当たり80万円を超過する医療費の一定割合を補填	国 : 1/4 県 : 1/4 広域連合 : 1/2	2,103,125	2,342,112	2,629,606
財政安定化基金繰入金	広域連合の財政不足等に対する貸付又は交付を行うため、県に「財政安定化基金」を設置	国 : 1/3 県 : 1/3 広域連合 : 1/3	401	401	81
財政安定化基金取崩	後期高齢者保険料の軽減を図るため、保険料収納額の減等による財源不足に対し、基金を取り崩し、広域連合に交付	県 : 10/10	0	0	0

(3) 後期高齢者医療財政安定化基金の運営 (令和4年度末基金額 4,009,673千円)

後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図るため、給付の見込み誤りや保険料の未納による財源不足等に対し、県に設置している後期高齢者医療財政安定化基金から、貸付け又は交付を行う。(平成20年度創設)

第18表 後期高齢者医療財政安定化基金の運営状況

(単位 千円)

区 分	積 立 額	貸付・交付額	摘 要
令和4年度	401	0	負担割合 国 1/3、県 1/3、 広域連合 1/3 (積立額は運用益のみ)
令和3年度	401	0	
令和2年度	603	0	

(4) 広島県後期高齢者医療審査会の運営 (予算額 242千円)

広島県後期高齢者医療広域連合及び市町が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県後期高齢者医療審査会を運営する。

第19表 審査請求の状況

(単位 件)

年 度	裁決件数	審 理 結 果
令和4年度	1	(却下) 1件
令和3年度	0	
令和2年度	4	(棄却) 3件、(却下) 1件

3 医療費適正化の推進

本県における医療費の適正化を図るため、「第3期広島県医療費適正化計画」（計画期間：平成30年度～令和5年度）に基づき、「県民の健康づくりに向けた取組」及び「適正受診の推進」等の施策を計画的に推進する。

(1) 医療費適正化計画検討委員会の開催等（予算額 8,770 千円）

平成29年度に策定した「第3期広島県医療費適正化計画」（計画期間：平成30年度～令和5年度）について、施策の取組状況や目標値の進捗状況の検証などの進行管理及び次期計画の策定を行う。

(2) レセプト点検指導の実施（予算額 2,322 千円）

レセプト点検調査事務の充実に取り組むため、市町の実地指導を行う。また、市町のレセプト点検員等を対象とした研修会を実施する。

第20表 令和4年度国民健康保険レセプト点検の実施状況

区 分	内 容
実 地 指 導	4 市町

第21表 令和4年度研修会実施状況

区 分	内 容	回 数
レセプト点検員研修	レセプト点検の事例研究等について	3 回

(3) 後発医薬品使用促進事業（予算額 9,511 千円）

後発医薬品の使用促進が図られるよう、普及啓発活動を行う。（平成30年度創設）

2 8 介護保険制度の安定的な運営

〔現況及び施策の方向〕

施行後 20 年を経過した介護保険制度は、今後到来する超高齢社会における介護問題に対処するため、共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、高齢者を始めとする多くの県民に受け入れられ、サービス利用者数や利用量が増加しており、おおむね順調に定着してきたところである。

しかしながら、一方では、制度の持続可能性やサービスの質の問題など解決すべき課題も多く、なかでも介護給付適正化への取組が急務となっており、介護保険制度の円滑な実施に向けて取り組む必要がある。

第 1 表 介護保険第 1 号被保険者数等

(単位 人、団体)

区 分	第 1 号被保険者数	保 険 者 数			
		市町村	広域連合	一部事務組合	計
令和 4 年度	822,024	23	0	0	23
令和 3 年度	824,364	23	0	0	23
令和 2 年度	822,611	23	0	0	23

(注) 1 「第 1 号被保険者」とは、介護保険法第 9 条第 1 号にいう「市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者」である。

(注) 2 各年度 3 月 31 日現在の数値による。

第 2 表 要介護（要支援）認定者数

(単位 人、%)

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
第 1 号被保険者	27,793	22,440	32,982	24,674	19,854	17,829	13,614	159,186
第 2 号被保険者	327	464	382	511	312	283	301	2,580
総 数	28,120	22,904	33,364	25,185	20,166	18,112	13,915	161,766
構 成 比	17.4%	14.2%	20.6%	15.6%	12.5%	11.1%	8.6%	100.0%

(注) 1 「第 2 号被保険者」とは、介護保険法第 9 条第 2 号にいう「市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者」である。

(注) 2 令和 5 年 3 月 31 日現在の数値による。

〔事業の内容〕

「第 8 期ひろしま高齢者プラン」（令和 3～令和 5 年度）に基づき、高齢者の自立を支援し、住み慣れた地域で、できるだけ生活が継続できるよう、適正な介護サービスの提供を推進するとともに、介護サービスの質の確保・向上を促進する。

1 介護保険給付費等の負担（予算額 37,836,864 千円）

介護保険法第 123 条の規定により、介護保険の保険者である市町の介護給付及び予防給付に要する費用の額の 12.5%又は 17.5%に相当する額を負担する。（平成 12 年度創設）

また、同規定により、市町が要介護状態等になるおそれの高い高齢者等を対象に介護予防等の取組を行う地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業）に要する費用の額の 12.5%又は 19.25%に相当する額を負担する。（平成 18 年度創設）

さらに、低所得者が介護保険料を負担し続けることを可能にするため、介護保険法の改正により公費を投入して低所得者の第 1 号保険料の軽減を強化する。市町が軽減した介護保険料の 1/4 の額を負担する。（平成 27 年度創設）

第3-1表 市町の給付額及び県負担金の状況

(単位 千円、%)

区 分	市町給付額	県負担金	県負担割合
令和5年度(予定)	257,873,943	36,928,572	居宅 12.5%・施設等 17.5%
令和4年度(見込)	249,977,373	35,821,033	居宅 12.5%・施設等 17.5%
令和3年度	242,183,050	34,696,424	居宅 12.5%・施設等 17.5%

(注) 各年度の決算額(ただし、令和5年度は当初予算額)の金額である。

第3-2表 市町の地域支援事業に要する費用の額及び県負担金(交付金)の状況

(単位 千円、%)

区 分	市町の地域支援事業に要する費用の額	県負担金(交付金)	県負担割合
令和5年度(予定)	16,964,104	2,459,987	介護予防・日常生活支援総合事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.25%
令和4年度(見込)	15,748,296	2,300,657	介護予防・日常生活支援総合事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.25%
令和3年度	15,256,669	2,439,755	介護予防・日常生活支援総合事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.25%

(注) 各年度の決算額(ただし、令和5年度は当初予算額)の金額である。

第3-3表 低所得者介護保険料軽減強化事業に要する県負担金の状況

(単位 千円)

年 度	市町軽減額	県負担金	補助割合
令和5年度(予定)	3,633,165	908,291	国1/2、県1/4、市町1/4
令和4年度(見込)	3,611,189	902,797	国1/2、県1/4、市町1/4
令和3年度	3,587,316	896,829	国1/2、県1/4、市町1/4

(注) 令和5年度は当初予算額の金額である。

2 介護保険財政安定化基金の運営

市町の介護保険財政が、予想以上の給付費の増大や保険料の収納不足により財源不足を生じる場合、介護保険法第147条の規定により県に設置している財政安定化基金から、資金の貸付や交付を行う。

なお、平成15年度から基金への積立を一時休止している。(平成12年度創設)

第4表 介護保険財政安定化基金の積立状況

(単位 千円)

区 分	積立額	摘 要
令和5年度(予定)	75	貸付を受けた市町からの償還金及び運用収入の積立
令和4年度	373	
令和3年度	388	

(注) 各年度の決算額(ただし、令和5年度は当初予算額)の金額である。

3 低所得者等の利用者負担の軽減(予算額 11,920千円)

低所得者が介護サービスを利用する際の負担について、軽減措置を講じることにより、介護保険制度の円滑な実施を図る。(平成12年度創設)

(1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた低所得者について、訪問介護等に係る利用者負担を10%から0%に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第5-1表 障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業の状況
(単位 団体、千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
令和5年度(予定)	2	225
令和4年度	2	241
令和3年度	1	38

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値
(ただし、令和5年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国1/2、県1/4、市町1/4]

- (2) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業
低所得者が介護サービスを利用した際に、サービスの提供主体である社会福祉法人等が利用料の軽減を行った場合に支援を行う市町に対して補助する。

第5-2表 社会福祉法人等サービス利用者負担額軽減制度事業の状況
(単位 団体、千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
令和5年度(予定)	19	11,175
令和4年度	21	9,388
令和3年度	20	9,628

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値
(ただし、令和5年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国1/2、県1/4、市町1/4]

- (3) 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業
特別地域加算が行われる離島等地域において、訪問介護等を利用する低所得者の利用者負担を10%から9%に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第5-3表 離島等地域利用者負担額軽減措置事業の状況
(単位 団体、千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
令和5年度(予定)	2	520
令和4年度	2	367
令和3年度	2	298

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値
(ただし、令和5年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国1/2、県1/4、市町1/4]

- (4) 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業
小規模事業所加算が行われる中山間地域等の地域において、訪問介護等を利用する低所得者の利用者負担を10%から9%に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第5-4表 中山間地域等利用者負担額軽減措置事業の状況
(単位 団体、千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
令和5年度(予定)	0	0
令和4年度	0	0
令和3年度	0	0

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値
(ただし、令和5年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国1/2、県1/4、市町1/4]

4 広報

介護保険制度の内容及び県の取組について広く周知を図るため、県の広報媒体等を活用した広報事業を実施する。

5 広島県介護保険審査会の運営（予算額 1,028 千円）

保険者である市町の行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県介護保険審査会を運営する。（平成 11 年度創設）

第 6 表 審査請求の状況

（単位 件）

年 度	裁決件数	審 理 結 果
令 和 4 年 度	1	裁決（棄却）1 件、（認容）0 件
令 和 3 年 度	5	裁決（棄却）3 件、（認容）2 件
令 和 2 年 度	0	裁決（棄却）0 件、（認容）0 件

6 介護給付の適正化（予算額 25,954 千円）

高齢化の進展に伴い、介護給付費が増大する中で、「第 5 期広島県介護給付適正化計画」（令和 3～令和 5 年度）に基づき、県、市町及び広島県国民健康保険団体連合会が連携して介護給付の適正化に取り組むことにより、制度の安定的運営の維持を図る。

(1) 保険者（市町）の指導・支援（予算額 656 千円）

県・市町が十分な連携を図り、介護保険制度の適正な運営を推進するため、保険者である市町に対する指導・支援等を実施する。（平成 12 年度創設）

(2) 認定調査員等の研修（予算額 2,475 千円）

認定調査の標準化・適正化に向けて、認定調査員等に対する研修事業を実施する。

（単位 千円）

区 分	研 修 名	内 容	予 算 額
要介護認定	認定調査員新規研修	新規に認定調査に従事する者に対する認定調査の手法・調査の留意点等に関する研修（平成 11 年度創設）	1,088
	認定調査フォローアップ研修	現に認定調査に従事している認定調査員に対する事例検討等による調査の実施方法等に関する研修（平成 19 年度創設）	1,387
	介護認定審査会委員研修	要介護認定の仕組み・介護認定審査会の審査・判定の方法等に関する研修（平成 11 年度創設）	—
	認定審査会運営適正化研修	審査会事務局職員に対する認定審査の適正な運営のための知識・技能に関する研修（平成 20 年度創設）	—

（注）認定調査フォローアップ研修、介護認定審査会委員研修及び認定審査会運営適正化研修は、隔年実施である。

(3) 保険者機能強化支援事業（予算額 22,823 千円）

保険者である市町の意識改革を促し、保険者による介護費用等の分析、財政的インセンティブ評価指標の取組への支援やケアプラン点検研修の実施により、保険者機能の強化を図る。（平成 30 年度創設）

2 9 災害救助対策

〔現況及び施策の方向〕

我が国は、気象や地理的要因により自然災害を受けやすく、毎年のように風水害や地震等の災害が発生し、甚大な人的・物的被害が生じている。

このため、災害が発生した際には、災害救助法による救助、災害弔慰金、災害見舞金等の支給や災害援護資金の貸付等により、被災者の救助・支援を行うとともに、南海トラフ巨大地震を想定した応急救助物資の計画的な備蓄を行い、災害応急救助体制の確立を図る。

また、避難所の環境改善・運営改善を図るため、避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成を進めるとともに、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対し、平時・災害時の切れ目のない包括的な支援体制を構築する。

〔事業の内容〕

1 災害救助法による救助（予算額 10,472 千円）

災害によって一定規模以上の被害が生じ、被災者が応急的救助を必要とする場合に、県は災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全のための措置を行う。（昭和 23 年度創設）

第 1 表 災害救助法の適用状況

区 分	期 日	適 用 市 町（適用災害）
令和 3 年度	8 月 12 日	広島市、三次市、安芸高田市、北広島町（令和 3 年 8 月 11 日からの大雨による災害）
平成 30 年度	7 月 5 日	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町（平成 30 年 7 月豪雨災害）
平成 26 年度	8 月 20 日	広島市（8.19 からの大雨災害）
平成 22 年度	7 月 14、16 日	呉市、庄原市、世羅町（7.12 からの大雨災害）
平成 16 年度	9 月 7 日	呉市、倉橋町（台風第 18 号）

〔参 考〕災害救助法による救助の適用基準

市 町 の 人 口		住 家 滅 失 世 帯 数	
5,000 人未満		30 世帯	
5,000 人以上	15,000 "	40	"
15,000 "	30,000 "	50	"
30,000 "	50,000 "	60	"
50,000 "	100,000 "	80	"
100,000 "	300,000 "	100	"
300,000 "		150	"

- (注) 1 市町の人口規模に応じ、住家滅失世帯数が、この表の基準に達した場合、災害救助法による救助を実施できる。
 2 県内で、住家滅失世帯数が 2,000 に達した場合は、市町ごとの住家滅失世帯数は、この基準の 2 分の 1 とする。
 3 住家滅失世帯数の算定に当たっては、全壊（焼）を 1、半壊（焼）を 2 分の 1、床上浸水を 3 分の 1 として計算する。
 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合、災害救助法による救助を実施できる。

2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付（予算額 8,100 千円）

市町が、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき被災者等に対して次のような援護をする場合に必要な財源の助成を行うとともに、制度運営についての指導助言を行う。（昭和 48 年度創設）

被災者等に対する援護措置の概要

区 分	要 件	援 護 の 内 容	負 担 割 合
災害弔慰金の支給	法で定める一定規模以上の自然災害で死亡した場合	生計維持者の死亡 500 万円 その他の者の死亡 250 万円	国 1/2、県 1/4、 市町 1/4
災害障害見舞金の支給	法に定める一定規模以上の自然災害で所定の障害を受けた場合	生計維持者の障害 250 万円 その他の者の障害 125 万円	国 1/2、県 1/4、 市町 1/4
災害援護資金の貸付け	県内で災害救助法が適用された災害で所定の被害を受けた場合	貸付限度額 150 万円～350 万円	国 2/3、県 1/3 (広島市を除く。)

(注) 災害援護資金の貸付けには、所得制限がある。

第 2 表 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け

(単位 件、千円)

区 分	弔 慰 金 ・ 障 害 見 舞 金 の 支 給		援 護 資 金 の 貸 付	
	件 数	支 給 額	件 数	貸 付 額
令和 4 年度	2	5,000	0	0
令和 3 年度	4	15,000	4	8,400
令和 2 年度	14	46,250	0	0

(注) 災害援護資金の貸付けは、広島市分を除く。

3 広島県災害見舞金等の支給 (予算額 3,000 千円)

自然災害により死亡した人の遺族又は住家に被害を受けた世帯の世帯主に対して、次の見舞金等を支給する。(昭和 62 年度創設)

被災者等に対する援護措置の概要

区 分	要 件	援 護 の 内 容	負 担 割 合
災害弔慰金の支給	災害により死亡した場合	死亡者 1 人につき 50 万円	県 10/10
災害見舞金の支給	災害により住家の全壊又は半壊の被害があった場合	全壊 1 世帯当たり 30 万円 半壊 " 10 万円	県 10/10

第 3 表 広島県災害見舞金等の支給

(単位 件、千円)

区 分	件 数	支 給 額
令和 4 年度	1	500
令和 3 年度	164	19,000
令和 2 年度	5	1,100

4 被災者生活再建支援制度 (予算額 6,375 千円)

(1) 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法 (平成 10 年法律第 66 号) に基づき、自然災害により住家が全壊等した被災者に対して、その生活再建のために支援金を支給する。(平成 11 年度創設)

(2) 広島県被災者生活再建支援制度 (予算額 6,375 千円)

被災者生活再建支援法が適用されることとなる災害について、被災者世帯数が被災者生活再建支援法の基準に満たない市町において、自然災害により住家が全壊等した被災者に対して、市町と共同し、その生活再建のための支援金を支給する。(平成 12 年度創設)

第4表 広島県被災者生活再建支援制度の実績

(単位 件、千円)

区 分	件 数	支 給 額
令和4年度	6	4,813
令和3年度	15	11,250
平成23年度	3	3,000

被災者生活再建支援制度の概要

支給額は、次の2つの支援金の合計額（単身世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金〔基礎支援金〕

住宅の被害程度	全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100万円	50万円	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金〔加算支援金〕

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅除く)
支給額	全壊、大規模半壊	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊	100万円	50万円	25万円

5 災害応急救助物資備蓄事業（予算額 24,837千円）

大規模な地震災害等に備え、「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」（令和4年3月）による備蓄計画に基づき、食料、生活必需品等を備蓄している。（平成10年度創設）

災害応急救助物資の備蓄

備蓄想定災害	南海トラフ巨大地震
備蓄品目	食料：乳幼児用ミルク（粉ミルク（一般・アレルギー対応）、液体ミルク）、離乳食、アルファ化米、クラッカー等 生活必需品：毛布、乳幼児用おむつ、成人用おむつ、生理用品、簡易トイレ（ほ乳びん：市町で備蓄） 救急医療セット
備蓄対象期間	2日分（食料は発災当日及び翌日の4食分）を県、市町で分担備蓄 （発災当日：市町、翌日：県）
備蓄方法	広島県防災拠点施設備蓄倉庫及び県西部の民間物流施設の2か所に備蓄するとともに、民間物流倉庫等の在庫を県の備蓄とみなす流通備蓄方式等を進める。 （救急医療セットは県立病院に備蓄）

6 避難所環境改善支援事業（予算額 9,174千円）

個別又は共通の避難所開設・運営マニュアルをいずれも未作成である市町を主なターゲットとしたマニュアル作成の必要性理解研修・個別市町支援を行うとともに、個別避難所を支援するために、避難所開設・運営マニュアル作成支援アドバイザー及び避難所開設・運営訓練アドバイザーを引き続き派遣する。また、アドバイザーの育成研修を行う。（令和3年度創設）

7 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（予算額 5,262 千円）

災害福祉支援ネットワーク事務局を設置・運営し、平時から、災害時に備えた研修・訓練や情報共有等を行うとともに、災害時には、災害福祉支援チーム（DWA T）を組成し、避難所における要配慮者等の福祉ニーズへの対応を迅速かつ適切に行うための支援体制を構築する。（令和3年度創設）

8 防災と福祉の連携による個別計画策定促進事業（予算額 38,967 千円）

災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の個別避難計画を策定して計画に基づく避難訓練の実践や人材育成等の「福祉」・「防災」が連携した取組（モデル事業）を市町と協力して実践し、平時・災害時を連続的にとらえた実効性の高い包括的な支援体制を推進する。また、実践事例や活動成果等を取りまとめて広く周知等進めることで、県内への普及を図る。（令和3年度創設）

30 地域福祉活動の振興

〔現況及び施策の方向〕

団塊の世代の高齢化を契機として、高齢化が一層進行し、要介護者、認知症高齢者、単独・夫婦のみの世帯の高齢者が増加する一方で、現役世代人口は減少している。今後も、県民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、自治会など関係機関や関係者の協力と地域住民の協働により、地域の中で様々な支援を受けながら生活できるよう、地域福祉活動の振興に努める。

〔事業の内容〕

1 組織の育成

(1) (社福) 広島県社会福祉協議会への指導援助

地域福祉の推進を図るため、地域福祉の推進を目的とする団体である社会福祉協議会、市町社会福祉協議会の指導、援助機関である(社福) 広島県社会福祉協議会に対する指導援助に努める。

第1表 広島県社会福祉協議会会費

(単位 千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	負担割合
県分担金	400	400	400	県10/10

(2) (社福) 広島県共同募金会への指導援助

共同募金運動が県民の理解と支持のもとに、更に発展するよう(社福) 広島県共同募金会に対する指導援助に努める。(昭和22年度創設)

第2表 広島県共同募金運動の募金状況

(単位 千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標額総数	360,000	360,000	350,000
実績額総数	315,236	303,011	299,646

(注) 平成21年度から、従来の「赤い羽根共同募金」運動期間終了後、「使途選択募金」運動を3か月間実施

2 地域福祉活動推進基盤の整備(「ふれあい基金」の補助)(予算額 5,000千円)

(社福) 広島県社会福祉協議会が実施している交通遺児就学奨励金給付事業の原資として、「ふれあい基金」のうちの「交通遺児就学奨励基金」に補助する。(平成4年度創設)

第3表 ふれあい基金(交通遺児就学奨励基金)への補助状況

(単位 円)

区 分	補 助 額	摘 要
令和4年度	3,115,294	基金により次の事業を行う。 ・交通遺児就学奨励金給付事業 ・児童養護施設入所児童等就職奨励金給付事業 (平成25年度より)
令和3年度	13,130,938	
令和2年度	3,205,612	

3 地域福祉実践活動の振興

(1) 福祉サービス利用援助事業（予算額 129,779 千円）

認知症高齢者、知的障害者など、判断能力が不十分であることにより、様々な保健・福祉サービスを適切に利用することが困難な人に対して、適切な利用援助等を行い、地域で自立した生活ができるよう支援する体制を整備する。（平成 11 年度創設）

第4表 利用状況

（単位 件）

区 分	相 談 件 数	契 約 締 結 件 数
令 和 4 年 度	76,124	204
令 和 3 年 度	77,251	223
令 和 2 年 度	73,720	243

（注）1 広島市を除く。

2 相談件数は、次により計上している。

- ・相談件数は、同一事案であっても相談1回当たり1件を計上している。
- ・平成19年度から当該事業に係る問合せについても相談件数に計上している。

補助額	（社福）広島県社会福祉協議会	25,956 千円
	基幹的社会福祉協議会	103,823 千円
負担割合	国 1/2、県 1/2	

(2) 成年後見制度利用促進体制整備事業（予算額 2,355 千円）

市町職員等を対象として、権利擁護支援の知識や中核機関の具体的実務を習得する研修を実施するとともに、弁護士や司法書士等の専門家を研修会等へ派遣して助言を行うことで、市町の計画策定や地域連携ネットワークの構築を支援する。（令和2年度創設）

(3) 福祉サービス苦情解決事業（予算額 8,622 千円）

福祉サービスに関する利用者からの苦情に適切に対応するため、助言、相談、調査若しくはあつせん又は県知事への通知を行うことにより、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスの利用者の権利を擁護する。（平成12年度創設）

第5表 相談状況

（単位 件）

区 分	受 付 件 数	問 合 せ 件 数
令 和 4 年 度	23	384
令 和 3 年 度	24	295
令 和 2 年 度	27	225

補助額	（社福）広島県社会福祉協議会	8,622 千円
	負担割合	国 1/2、県 1/2

(4) 地域生活定着支援事業（予算額 29,135 千円）

高齢又は障害を有するため福祉的支援が必要な執行猶予者等及び矯正施設退所予定者に対して、地域生活定着支援センターによる支援を行い、司法と福祉が連携して、社会復帰及び再犯防止を図る。（平成22年度創設）

(5) 広島県社会福祉協議会事業（予算額 33,611 千円）

（社福）市町社会福祉協議会と（社福）広島県社会福祉協議会が協働し実施する、小地域福祉活動の推進のための事業を支援し、地域における住民を主体とする福祉活動の推進を図る。（昭和43年度創設）

第6表 (社福) 広島県社会福祉協議会に対する小地域福祉活動を支援する事業補助の状況
(単位 千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	負担割合
小地域福祉活動の支援に係る事業 (福祉活動指導員費、活動費等)	27,836	27,583	27,583	県 10/10
	6,688	6,688	5,628	県 1/2 国 1/2
計	34,524	34,271	33,211	

(6) 広島県地域医療介護総合確保事業 (予算額 25,457 千円)

地域において、在宅の高齢者を支える住民リーダー等の養成や認知症高齢者等を支える市民後見人の養成等を行う。(平成27年度創設)

第7表 補助状況

(単位 千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
権利擁護人材の担い手養成・確保事業	18,913	19,349	17,135

4 ボランティア活動の振興 (予算額 9,372 千円)

(社福) 広島県社会福祉協議会が設置している広島県ボランティアセンターが実施する福祉ボランティア活動の広域的推進機能の充実を図る。(平成6年度創設)

○ 負担割合 国 1/2、県 1/2

(1) ボランティアセンター事業 (予算額 3,160 千円)

県ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、福祉ボランティアの相談、斡旋に努めるとともに、インターネットによる福祉ボランティア情報の発信・検索及び福祉ボランティアのための活動の場の提供を行う。(平成9年度創設)

(2) 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業 (予算額 5,000 千円)

災害ボランティアセンター支援員を配置し、(社福)市町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの研修等に対する助言や災害支援関係者のネットワーク構築を支援する。(平成19年度創設)

(3) 担い手づくり・連携支援事業 (予算額 1,212 千円)

被災者生活サポートボラネット(災害時に、NPO団体や行政など関係機関と連携してボランティア活動の支援を行うためのネットワーク)について、課題別の部会を設置し災害時の支援体制を強化する。また、県・(社福)市町社会福祉協議会と大学との連携会議、(社福)市町社会福祉協議会と学生ボランティア等との連携事業を実施する。

5 老人保健福祉月間事業 (予算額 98 千円)

県民の間に広く高齢者の福祉について関心と理解を深めるとともに、高齢者に自らの生活の向上に努める意欲を促すため、9月を老人保健福祉月間と定め、市町及び関係団体と協力して、諸行事を実施する。(昭和42年度創設)

第8表 老人保健福祉月間事業の実施状況

事業	事業内容
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページ等による広報 ・百歳長寿者への内閣総理大臣祝状・記念品伝達 ・関連事業の紹介

6 地域共生社会の推進（予算額 475,779 千円）

高齢者、障害者、子ども・子育て家庭など、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「丸ごと」つながる、「誰も置き去りにしない福祉のまちづくり」（地域共生社会）の実現を図る。（平成30年度創設）

(1) 地域共生社会推進事業（予算額 27,781 千円）

地域が抱えている生活課題を住民と専門職、関係機関に切れ目なくつなぎ、必要な支援が受けられる「重層的なセーフティネット」の構築により、早期発見から解決までを着実に導き、県民誰もが住み慣れた地域でつながり、生きがいや役割を持ち、助け合いながら生き生きと暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を図る。（令和2年度創設）

(単位 千円)

区分	事業内容	予算額
地域支え合いコーディネーターの育成（コーディネート機能強化研修の開催）	住民主体の地域活動への支援やアウトリーチによる生活課題の掘り起こし、支援機関のネットワーク化等を推進する担い手の育成研修を実施	1,006
市町の取組みを支援する体制づくり	専門支援員を配置して、モデル活動への支援や成果・課題等の検証、研修の企画・運営、市町の包括的な支援体制構築に向けた訪問等による支援を実施	4,120
実態調査及び検討会議の開催	地域活動等に係る実態調査及び今後の施策展開の方向性等に係る検討会議を開催	22,655

(2) 重層的支援体制整備事業交付金（予算額 447,998 千円）

既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための市町の取組（「重層的支援体制整備事業」の実施）を支援することにより、地域における重層的なセーフティネットの構築促進を図る。（令和3年度創設）

（単位 千円）

事業	事業内容	交付市町	予算額
重層的支援体制整備事業交付金 （社会福祉法第106条の9）	「重層的支援体制整備事業」を構成する既存事業 （下記）に係る県補助金を一括交付 【相談支援】 ・地域包括支援センター運営事業（高齢） ・障害者相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）（障害） ・利用者支援事業（子ども） 【地域づくりに向けた支援】 ・生活支援体制整備事業（高齢） ・地域介護予防活動支援事業（高齢） ・生活支援体制整備事業（地域活動支援センター機能強化事業）（障害） ・地域子育て支援拠点事業（子ども） 【新たな機能】 ・多機関協働事業 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・参加支援事業	呉市 東広島市 廿日市市 三原市	447,998

3 1 社会福祉法人等の指導援助

〔現況及び施策の方向〕

社会福祉法人に対してその適正な運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保及び社会福祉施設（事業）の適正な運営の確保を図るため、運営指導及び指導監査の充実を図る。

社会福祉法人が社会福祉施設を整備する場合に、法人の健全な運営を図るため、利子償還に要する経費を助成する。

〔事業の内容〕

1 社会福祉法人等の運営指導（予算額 15,182 千円）

法人等指導監査強化事業

社会福祉法人は、地域における社会福祉事業の主たる担い手として高い公共性を有する団体であることから、その事業が確実、効率的かつ適正に実施されるよう、経営基盤の強化及び提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、運営指導及び指導監査の充実・強化を図る。

なお、会計経理及び労務管理に係る監査について、専門的知識を持つ公認会計士及び社会保険労務士を非常勤特別職に任命し、実地にて指導監査を実施することにより、指導水準の向上を図る。

第1表 指導監査（実地）の実施状況

（単位 所、％）

区 分	社会福祉法人			社会福祉施設		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
令和4年度	65	23	35.4	308	172	55.8
令和3年度	62	1	1.6	308	307	99.7
令和2年度	60	0	—	310	42	13.5

2 民間社会福祉施設の整備（予算額 24 千円）

独立行政法人福祉医療機構資金借入償還利子の助成

社会福祉法人が、社会福祉施設を整備するための事業資金として、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金に係る償還利子の4分の3以内の額（ただし、平成11年度以降実施事業については、借入利率1.15%を超える部分に相当する額以内の額）を助成し、法人の健全な施設経営を図る。（昭和36年度創設）

第2表 利子補助の状況

（単位 法人、千円）

区 分	補助対象法人数	借入金総額	償還利子額	補助額
令和5年度（予定）	4	258,900	210	24
令和4年度	4	258,900	406	49
令和3年度	9	603,800	881	137

（新規採択は平成15年度事業実施分で終了）

〔負担割合 県3/4〕

3 民間社会福祉施設運営基盤の充実（予算額 557,617 千円）

民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業の助成

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施している退職手当共済事業について必要経費の3分の1を助成する。（昭和36年度創設）

第3表 独立行政法人福祉医療機構に対する補助の状況

(単位 所、人、円、千円)

区 分	加入施設数	加入職員数	1人当たりの補助単価	補 助 額
令和4年度	1,481	12,451	43,400	540,373
令和3年度	1,470	12,779	43,750	559,082
令和2年度	1,461	13,058	43,320	565,673

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。

[負担割合 国 1/3、県 1/3、共済契約者 1/3]

4 高齢者福祉保健施設の整備 (予算額 3,766,742千円)

(1) 広域型介護保険施設等の整備

高齢者の個性やプライバシーを重視した「個人の自立を尊重したケア」を目指し、「第8期ひろしま高齢者プラン」に基づき、高齢者福祉保健施設の個室・ユニット化を進めるなど、生活環境の向上を推進する。

(2) 地域密着型介護保険施設等の整備 (予算額 3,113,018千円)

法人等が設置する小規模介護施設等の整備等に要する経費等を補助することにより、介護施設等の整備促進を図るとともに、介護施設入所者の安全・安心を確保する。(平成27年度創設)

事業名	事業内容																		
地域密着型サービス等整備助成事業	<p>小規模介護施設等の整備に対する補助 (県 10/10) 新たな小規模介護施設等を設置する経費に対して、施設種別の配分基礎単価に応じ補助する。補助形態 (県⇒市町⇒法人等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 施 設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ</td> <td>4,480千円×整備床数</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>33,600千円/一施設</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>33,600千円/一施設</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>5,940千円/一施設</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>33,600千円/一施設</td> </tr> </tbody> </table>	対 象 施 設	配分基礎単価	地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	4,480千円×整備床数	小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円/一施設	認知症高齢者グループホーム	33,600千円/一施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円/一施設	看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円/一施設						
対 象 施 設	配分基礎単価																		
地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	4,480千円×整備床数																		
小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円/一施設																		
認知症高齢者グループホーム	33,600千円/一施設																		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円/一施設																		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円/一施設																		
介護施設等の整備 (創設) にあわせて行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備支援事業	<p>広域型施設の大規模修繕・耐震化整備に対する補助 (県 10/10) 介護計画で定める施設を創設する条件の下に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業経費に対して、配分基礎単価に応じ補助する。補助形態 (県⇒市町⇒法人等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 施 設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域型老人保健施設、ケアハウス (定員30人以上) 等</td> <td>1,128千円×定員数</td> </tr> </tbody> </table>	対 象 施 設	配分基礎単価	広域型老人保健施設、ケアハウス (定員30人以上) 等	1,128千円×定員数														
対 象 施 設	配分基礎単価																		
広域型老人保健施設、ケアハウス (定員30人以上) 等	1,128千円×定員数																		
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	<p>介護施設等の開設準備経費に対する補助 (県 10/10) 新たな介護施設等を設置する場合等に、円滑な開設を図るため、開設準備に要する経費を、次の配分基礎単価により補助する。補助形態 (県⇒市町⇒法人等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 施 設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム、併設ショートステイ</td> <td>839千円×定員数</td> </tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ</td> <td>839千円×定員数</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>839千円×宿泊定員数</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>839千円×宿泊定員数</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>839千円×定員数</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>14,000千円/一施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換の際の開設準備経費に対する補助 (県 10/10) 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換の際に必要な開設準備経費を、次の配分基礎単価により補助する。補助形態 (県⇒市町⇒法人等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 施 設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人保健施設等</td> <td>219千円×転換前床数</td> </tr> </tbody> </table>	対 象 施 設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	839千円×定員数	地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	839千円×定員数	小規模多機能型居宅介護事業所	839千円×宿泊定員数	看護小規模多機能型居宅介護事業所	839千円×宿泊定員数	認知症高齢者グループホーム	839千円×定員数	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000千円/一施設	対 象 施 設	配分基礎単価	介護老人保健施設等	219千円×転換前床数
対 象 施 設	配分基礎単価																		
特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	839千円×定員数																		
地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	839千円×定員数																		
小規模多機能型居宅介護事業所	839千円×宿泊定員数																		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	839千円×宿泊定員数																		
認知症高齢者グループホーム	839千円×定員数																		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000千円/一施設																		
対 象 施 設	配分基礎単価																		
介護老人保健施設等	219千円×転換前床数																		

事業名	事業内容				
大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業	<p>既存の介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入事業に対する補助（県10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等</td> <td>420千円×定員数</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等	420千円×定員数
対象施設	配分基礎単価				
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等	420千円×定員数				
介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業	<p>介護予防・健康づくり・防災に対する意識共有を図るために必要な備品購入費、出前授業の講師謝金等に対する補助（県10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防拠点</td> <td>100千円×施設数</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	介護予防拠点	100千円×施設数
対象施設	配分基礎単価				
介護予防拠点	100千円×施設数				
介護療養型医療施設等の転換整備支援事業	<p>介護療養型医療施設等から転換して介護老人保健施設等を整備する事業に対する補助（県10/10） 既存の介護療養型医療施設等を改修して介護老人保健施設等に転換する場合に、次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人保健施設等</td> <td>【改修】1,115千円×転換前床数</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	介護老人保健施設等	【改修】1,115千円×転換前床数
対象施設	配分基礎単価				
介護老人保健施設等	【改修】1,115千円×転換前床数				
介護施設等における看取り環境整備事業	<p>介護施設等における看取り環境を整備する事業に対する補助 介護施設等における看取り対応のため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設改修に対する補助（県10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等</td> <td>3,500千円/一施設</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等	3,500千円/一施設
対象施設	配分基礎単価				
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等	3,500千円/一施設				
簡易陰圧装置設置経費支援事業	<p>介護施設等における簡易陰圧装置設置経費に対する補助 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、陰圧装置設置に係る経費に対する補助（県10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険施設、養護老人ホーム等</td> <td>4,320千円/台（定員数を上限）</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	介護保険施設、養護老人ホーム等	4,320千円/台（定員数を上限）
対象施設	配分基礎単価				
介護保険施設、養護老人ホーム等	4,320千円/台（定員数を上限）				
ゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	<p>ゾーニング環境等の整備経費に対する補助 介護施設等における感染防止のためのゾーニング環境等の整備経費に対する補助（県10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ等</td> <td> ユニット型施設での玄関室設置 1,000千円/1か所 従来型個室・多床室のゾーニング 6,000千円/1か所 家族面会室 3,500千円/1施設・事業所 </td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	広域型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ等	ユニット型施設での玄関室設置 1,000千円/1か所 従来型個室・多床室のゾーニング 6,000千円/1か所 家族面会室 3,500千円/1施設・事業所
対象施設	配分基礎単価				
広域型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ等	ユニット型施設での玄関室設置 1,000千円/1か所 従来型個室・多床室のゾーニング 6,000千円/1か所 家族面会室 3,500千円/1施設・事業所				

事業名	事業内容				
多床室の個室化に要する経費支援事業	<p>多床室の個室化に要する経費支援事業 介護施設等における感染防止のための多床室の個室化に要する経費に対する補助（県10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養護老人ホーム等</td> <td>978千円/定員数</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	養護老人ホーム等	978千円/定員数
対象施設	配分基礎単価				
養護老人ホーム等	978千円/定員数				
介護職員の宿舎施設整備事業	<p>介護職員の宿舎施設を整備する事業に対する補助 介護施設等の事業者が当該施設に勤務する職員のために宿舎を整備する経費に対する補助（県1/3） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護医療院等</td> <td>整備費用の3分の1（介護職員1定員当たりの延べ床面積33㎡を上限とする。）</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護医療院等	整備費用の3分の1（介護職員1定員当たりの延べ床面積33㎡を上限とする。）
対象施設	配分基礎単価				
特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護医療院等	整備費用の3分の1（介護職員1定員当たりの延べ床面積33㎡を上限とする。）				

(3) 軽費老人ホームの運営（予算額 653,724千円）

60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下や高齢のため独立して生活するには不安がある人などを対象とした入所施設である軽費老人ホームについて、その運営費を助成する。

第4表 軽費老人ホーム運営費補助金の状況

(単位 人、円)

施設種別	令和4年度		令和5年度	
	定員	決算額	定員	予算額
軽費老人ホーム	1,084	640,934,000	1,084	653,724,000

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

第5表 高齢者福祉保健施設整備目標数

(単位 人)

区分	令和2年度末整備数	令和3-5年度整備予定数	療養病末からの転換を除く整備予定数	令和4年度	令和5年度末
				整備数	整備目標数
養護老人ホーム	1,808	0	0	▲15	1,808
特別養護老人ホーム	13,778	608	608	146	14,386
軽費老人ホーム	2,343	▲2	▲2	0	2,341
介護老人保健施設	8,933	▲223	▲223	▲10	8,710
介護医療院	1,727	1,051	80	432	2,778
合計	28,589	1,434	463	553	30,023

(注) 広島市、呉市及び福山市分を含む。

5 高齢者虐待予防対策の推進

平成18年4月に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されたことに伴い、法の趣旨等を県民、事業者、関係団体、市町等に対し、普及啓発を図る。

また、虐待防止施策に反映させるため、県内の高齢者虐待の状況を把握するとともに、集計結果を公表する。

県内23市町が「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置して虐待防止対策に組織的に取り組んでおり、引き続き、市町及び関係団体とも連携し、高齢者虐待の防止、養護者の支援に努める。

6 介護サービスの質の確保・向上（予算額 54,263 千円）

(1) 介護保険サービス適正利用推進事業（予算額 2,973 千円）

介護保険サービスに係る相談や苦情に対する市町の体制強化を図るため、市町の苦情処理担当者の研修等を実施して、介護サービスの適正利用を推進し、適切な介護サービスを確保する。（平成 23 年度創設）

(2) 事業者の指定・指導（予算額 33,395 千円）

介護サービス、介護予防サービスを提供する事業者（施設）の指定・開設許可を行うとともに、指導監査を実施する。（平成 12 年度創設）

第 6 表 指定事業者数

サービス区分	指定件数
居宅サービス事業所	3,189
介護予防サービス事業所	1,781
介護保険施設	352
計	5,322

(注) 1 保険医療機関や保険薬局のみなし指定事業所については、「(介護予防)通所リハビリテーション」、「(介護予防)短期入所療養介護」以外は計上していない。

(注) 2 令和 5 年 4 月 1 日現在の数値による。

(注) 3 指定権限が移譲されている広島市、福山市、呉市、三次市に所在する事業所も含む。

(注) 4 居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス及び総合事業のサービスを除く。

(3) 介護サービス事業管理システム運営（予算額 13,336 千円）

介護保険事業者情報管理システム等を運営し、指定・指導等の事業者情報を一元的に管理するとともに、市町との情報ネットワークによる共有化により介護保険事業者の適正かつ効果的な指定・指導事務の体制を確保する。（平成 19 年度新規改編）

項目	内容
介護保険事業者の情報管理	・開設者情報・事業所情報・報酬情報（加算情報）等の入力・管理、新規指定事業者の事業所番号付番 ・指導・監査情報等の管理
関係システムへの情報連携	次の関係システムへ情報を提供 ・国民健康保険団体連合会システム ・介護支援専門員管理システム
市町オンラインネットワーク化事業	・県と市町を情報ネットワークで結び事業者情報を共有化

(4) 介護サービス情報公表制度事業（予算額 4,559 千円）

介護保険法に基づく制度の円滑な運営、介護サービス情報の利用促進及び介護サービスの質の向上を図るため、介護サービス事業者の介護サービス情報をインターネットで公表する。

また、必要に応じて、介護保険事業者に対して、公表に係る調査を実施する。（平成 18 年度創設）

3 2 生活援護

〔現況及び施策の方向〕

県内の生活保護の動向は、被保護世帯数、被保護人員ともに昭和 58 年度をピークに減少し、平成 5 年度を底に、その後、微増傾向で推移してきた。平成 10 年度後半からは都市部を中心に顕著な増加傾向を示していたが、平成 25 年度より減少に転じた。

また、世帯類型別被保護世帯数の構成比については、傷病・障害者世帯と高齢者世帯の合計が総数の約 8 割を占めている。

今後とも、関係機関との連携を図り、被保護世帯の自立援助対策の推進に努める。

第 1 表 被保護世帯・人員・保護率（1 か月平均）の状況

(単位 世帯、人、%)

区 分		世帯数	人 員	保 護 率					
				全国	県 分	広島市	呉市	福山市	県総計
令 3 年 度	県 分	5,680	7,260	16.2	8.0	19.7	15.6	13.2	14.4
	広島市分	18,430	23,553						
	呉市分	2,692	3,333						
	福山市分	4,754	6,027						
	計	31,556	40,173						
令 2 年 度	県 分	5,621	7,246	16.3	7.9	19.9	16.0	13.4	14.5
	広島市分	18,454	23,861						
	呉市分	2,746	3,435						
	福山市分	4,768	6,087						
	計	31,589	40,629						
令 元 年 度	県 分	5,684	7,407	16.4	8.0	20.3	16.3	13.4	14.8
	広島市分	18,573	24,346						
	呉市分	2,788	3,534						
	福山市分	4,806	6,197						
	計	31,851	41,484						

(注) 保護停止中を含む。

第2表 世帯類型別世帯数（1か月平均）の状況

(単位 世帯、%)

区 分		高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	その他の世帯	計
令和3年度	県 分	2,996 (53.1)	260 (4.6)	1,564 (27.7)	823 (14.6)	5,643 (100.0)
	広島市分	8,983 (48.9)	1,080 (5.9)	5,599 (30.5)	2,698 (14.7)	18,360 (100.0)
	呉市分	1,507 (56.4)	99 (3.7)	579 (21.7)	486 (18.2)	2,671 (100.0)
	福山市分	2,703 (57.0)	204 (4.3)	1,406 (29.6)	430 (9.1)	4,743 (100.0)
	計	16,189 (51.1)	1,643 (5.2)	9,148 (29.1)	4,437 (14.1)	31,417 (100.0)
令和2年度	県 分	2,952 (52.9)	278 (5.0)	1,566 (28.0)	789 (14.1)	5,585 (100.0)
	広島市分	8,905 (48.4)	1,150 (6.3)	5,565 (30.3)	2,763 (15.0)	18,383 (100.0)
	呉市分	1,542 (56.6)	109 (4.0)	597 (21.9)	475 (17.4)	2,723 (100.0)
	福山市分	2,698 (56.7)	233 (4.7)	1,406 (29.6)	428 (9.0)	4,755 (100.0)
	計	16,098 (51.2)	1,759 (5.6)	9,133 (29.0)	4,455 (14.2)	31,445 (100.0)
令和元年度	県 分	2,991 (52.0)	295 (5.2)	1,543 (27.3)	812 (14.4)	5,641 (100.0)
	広島市分	8,871 (47.9)	1,248 (6.7)	5,598 (30.2)	2,799 (15.1)	18,516 (100.0)
	呉市分	1,559 (56.5)	118 (4.3)	689 (24.9)	394 (14.3)	2,760 (100.0)
	福山市分	2,670 (55.7)	243 (5.1)	1,446 (30.2)	436 (9.1)	4,795 (100.0)
	計	16,091 (50.7)	1,904 (6.0)	9,275 (29.2)	4,441 (14.0)	31,711 (100.0)

(注) 1 保護停止中は含まない。
2 () 内は、構成割合である。

〔事業の内容〕

1 生活保護事業の推進（予算額 292,803 千円）

(1) 最低限度の生活の保障（予算額 269,820 千円）

ア 公的扶助の実施

生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護（生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭扶助）を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立援助に努める。（昭和25年度創設）

第3表 扶助の状況

扶助別人員の状況（1か月平均）

（単位 人、％）

区分	生活	教育	住宅	介護	医療	出産	生業	葬祭	被保護人員	
令和3年度	県分	6,227 (85.8)	393 (5.4)	5,474 (75.4)	1,225 (16.9)	6,251 (86.1)	1 (0.0)	150 (2.1)	10 (0.1)	7,260
	広島市分	20,275 (86.1)	1,369 (5.8)	21,110 (89.6)	3,597 (15.3)	17,192 (73.0)	4 (0.0)	551 (2.3)	44 (0.2)	23,553
	呉市分	2,787 (83.6)	144 (4.3)	2,599 (78.0)	499 (15.0)	2,783 (83.5)	0 (0.0)	60 (1.8)	8 (0.2)	3,333
	福山市分	5,133 (85.2)	271 (4.5)	5,297 (87.9)	1,320 (21.9)	5,042 (83.7)	1 (0.0)	112 (1.9)	4 (0.1)	6,027
	計	34,422 (85.7)	2,177 (5.4)	34,480 (85.8)	6,641 (16.5)	31,268 (77.8)	6 (0.0)	873 (2.2)	66 (0.2)	40,173
令和2年度	県分	6,201 (85.6)	397 (5.5)	5,422 (74.8)	1,180 (16.3)	6,152 (84.9)	1 (0.0)	158 (2.2)	9 (0.1)	7,246
	広島市分	20,654 (86.6)	1,480 (6.2)	21,419 (89.8)	3,529 (14.8)	17,280 (72.4)	5 (0.0)	572 (2.4)	46 (0.2)	23,861
	呉市分	2,870 (83.6)	155 (4.5)	2,680 (78.0)	499 (14.5)	2,837 (82.6)	1 (0.0)	56 (1.6)	8 (0.2)	3,435
	福山市分	5,210 (85.6)	277 (4.6)	5,357 (88.0)	1,298 (21.3)	5,063 (83.2)	1 (0.0)	130 (2.1)	4 (0.1)	6,087
	計	34,934 (86.0)	2,309 (5.7)	34,879 (85.8)	6,506 (16.0)	31,331 (77.1)	7 (0.0)	917 (2.3)	68 (0.2)	40,629
令和元年度	県分	6,423 (86.7)	431 (5.8)	5,484 (74.0)	1,174 (15.8)	6,256 (84.5)	1 (0.0)	168 (2.3)	8 (0.1)	7,407
	広島市分	21,185 (87.0)	1,616 (6.6)	21,857 (89.8)	3,426 (14.1)	17,797 (73.1)	6 (0.0)	643 (2.6)	48 (0.2)	24,346
	呉市分	3,066 (86.8)	179 (5.1)	2,759 (78.1)	521 (14.7)	3,128 (88.5)	1 (0.0)	82 (2.3)	8 (0.2)	3,534
	福山市分	5,363 (86.5)	309 (5.0)	5,471 (88.3)	1,260 (20.3)	5,204 (84.0)	0 (0.0)	135 (2.2)	4 (0.1)	6,197
	計	36,037 (86.9)	2,535 (6.1)	35,571 (85.7)	6,381 (15.4)	32,385 (78.1)	8 (0.0)	1,028 (2.5)	68 (0.2)	41,484

(注) 1 複数の扶助を受給している場合は、それぞれに計上している。

2 保護停止中を含む。

3 () 内は、各扶助ごとの受給割合である。

扶助別扶助費の状況

（単位 千円、％）

区分	生活	教育	住宅	介護	医療	出産	生業	葬祭	合計	
令和3年度	県分	3,087,154 (26.5)	44,732 (0.4)	1,411,369 (12.1)	222,420 (1.9)	6,830,343 (58.6)	4,203 (0.0)	28,668 (0.2)	22,062 (0.2)	11,650,951 (100.0)
	広島市分	11,567,057 (29.9)	145,480 (0.4)	7,263,347 (18.8)	718,054 (1.9)	18,741,211 (48.5)	18,426 (0.0)	88,503 (0.2)	111,176 (0.3)	38,653,254 (100.0)
	呉市分	1,541,099 (28.1)	15,617 (0.3)	719,780 (13.1)	98,254 (1.8)	3,078,165 (56.1)	1,529 (0.0)	12,203 (0.2)	19,880 (0.4)	5,486,527 (100.0)
	福山市分	2,726,782 (28.5)	33,552 (0.4)	1,555,192 (16.3)	259,461 (2.7)	4,944,165 (51.8)	2,724 (0.0)	15,248 (0.2)	14,560 (0.2)	9,551,684 (100.0)
	計	18,922,092 (29.0)	239,381 (0.4)	10,949,688 (16.8)	1,298,189 (2.0)	33,593,884 (51.4)	26,882 (0.0)	144,622 (0.2)	167,678 (0.3)	65,342,416 (100.0)
令和2年度	県分	3,074,632 (26.8)	45,660 (0.4)	1,377,895 (12.0)	193,964 (1.7)	6,731,438 (58.7)	5,958 (0.1)	27,315 (0.2)	18,768 (0.2)	11,475,630 (100.0)
	広島市分	11,900,354 (30.1)	168,300 (0.4)	7,312,546 (18.5)	683,867 (1.7)	19,275,968 (48.7)	18,718 (0.0)	90,820 (0.2)	118,735 (0.3)	39,569,308 (100.0)
	呉市分	1,590,003 (28.6)	17,544 (0.3)	731,205 (13.1)	105,960 (1.9)	3,086,673 (55.5)	2,649 (0.0)	11,498 (0.2)	18,113 (0.3)	5,563,645 (100.0)
	福山市分	2,791,028 (28.9)	30,415 (0.3)	1,568,092 (16.2)	262,596 (2.7)	4,972,008 (51.5)	1,990 (0.0)	16,923 (0.2)	16,799 (0.2)	9,659,851 (100.0)
	計	19,356,017 (29.2)	261,919 (0.4)	10,989,738 (16.6)	1,246,387 (1.9)	34,066,087 (51.4)	29,315 (0.0)	146,556 (0.2)	172,415 (0.3)	66,268,434 (100.0)
令和元年度	県分	3,147,631 (27.5)	46,575 (0.4)	1,356,648 (11.9)	213,837 (1.9)	6,615,006 (57.9)	6,484 (0.1)	27,805 (0.2)	16,825 (0.1)	11,430,811 (100.0)
	広島市分	12,183,148 (30.5)	167,208 (0.4)	7,384,802 (18.5)	679,528 (1.7)	19,242,929 (48.2)	25,263 (0.1)	105,931 (0.3)	120,306 (0.3)	39,909,115 (100.0)
	呉市分	1,657,084 (28.3)	18,329 (0.3)	726,690 (12.4)	122,485 (2.1)	3,287,458 (56.2)	3,116 (0.1)	13,446 (0.2)	17,652 (0.3)	5,846,260 (100.0)
	福山市分	2,938,328 (30.1)	33,670 (0.3)	1,591,011 (16.3)	260,551 (2.7)	4,908,131 (50.2)	712 (0.0)	19,340 (0.2)	15,929 (0.2)	9,767,672 (100.0)
	計	19,926,191 (29.8)	265,782 (0.4)	11,059,151 (16.5)	1,276,401 (1.9)	34,053,524 (50.9)	35,575 (0.1)	166,522 (0.2)	170,712 (0.3)	66,953,858 (100.0)

(注) 1 数値は、年度内の累計額である。

〔負担割合 国3/4、県1/4（市町1/4）〕

2 () 内は、各扶助ごとの構成割合である。

イ 指定医療機関制度による医療の確保

生活保護患者の医療の確保を図るため、医療機関を指定して治療の委託を行っている。

第4表 指定医療機関の状況（令和5年4月1日現在）

（単位 所）

区 分		医 科	歯 科	調 剤	計
生 活 保 護 法 定 指 示	県 分	774	502	563	1,839
	広島市分	1,219	635	741	2,595
	呉市分	203	138	135	476
	福山市分	330	230	238	798
	計	2,526	1,505	1,677	5,708

ウ 指定介護機関制度による介護の確保

要介護状態等にある被保護者の介護の確保を図るため、指定介護機関に委託して介護サービスの提供を行っている。介護サービス事業所等が介護保険法による指定・許可を受けることで、生活保護法の介護機関の指定を受けたとみなされる。

エ 保護施設への入所

第5表 保護施設への入所状況（令和5年3月末日現在）

（単位 人）

区 分	施 設 名	定 員	入 所 人 員					計
			県 分	広島市分	呉市分	福山市分	県外分	
救 護 施 設	呉 広 風 園	55	9	8	34	0	1	52
	みつぎ清風園	100	61	7	0	24	2	94
	救 護 院	60	6	51	1	0	2	60
医療保護施設	府中みくまり病院	317						
	済生会呉病院	150						

(2) 運営指導の充実（予算額 22,983千円）

ア 事務監査の実施

市町福祉事務所（広島市を除く。）の事務監査を行い、生活保護事業の適正、かつ、効率的な運営が確保されるよう努める。（昭和27年度創設）

第6表 福祉事務所監査の実施状況

（単位 所、%）

区 分	対象箇所	一般監査	実施率	特別監査	巡回指導	特別指導 監 査
令和5年度（予定）	22	22	100.0	1	—	1
令和4年度	22	22	100.0	1	—	1
平成3年度	22	22	100.0	—	—	1

（注）広島市を除く。

イ 指定医療、介護機関の指導

指定医療、介護機関を実地指導することによって、医療、介護扶助の適正な実施に努める。（昭和27年度創設）

2 生活困窮者の自立の促進（予算額 1,522 千円）

(1) 生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の措置を講じ、生活困窮者の自立の促進を図る。

第 7 表 任意事業の実施状況（令和 5 年度予定）

（単位 所）

区 分	就労準備支援事業	一時生活支援事業	家計改善支援事業	子どもの学習・生活支援事業	その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業
県 分	10	9	17	11	—
広島市分	1	1	1	1	1
呉市分	1	1	1	1	—
福山市分	1	—	1	1	—
計	13	11	20	14	1

(2) 生活困窮者就労訓練事業者の認定

雇用による就業を継続していくことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供する事業者を認定する。

第 8 表 生活困窮者就労訓練事業者の認定状況

（単位 件）

区 分	件 数
県 分	10
広島市分	15
呉市分	4
福山市分	13

（注）令和 2 年度未現在

3 行旅病人及び行旅死亡人の援護（予算額 684 千円）

市町が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）に基づき引取者のない行旅死亡人等の援護を行った場合に、その費用を行旅病人、行旅死亡人等の援護及び取扱の費用弁償に関する規則（昭和 33 年広島県規則第 11 号）によって県が負担（広島市、呉市及び福山市を除く。）する。

（昭和 33 年度創設）

第 9 表 行旅病人及び行旅死亡人の援護状況

（単位 件、円）

区 分	件 数	費用負担額
令和 5 年度（予定）	3	684,000
令和 4 年度	3	343,811
令和 3 年度	2	298,429

（注）広島市、呉市及び福山市を除く。

〔負担割合 10/10〕

4 自立更生のための資金援助（予算額 27,521 千円）

(1) 生活福祉資金の貸付

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、経済的な自立、生活環境の改善、在宅福祉や社会参加の促進等を図るため生活福祉資金を貸し付け、当該世帯の生活の安定を促進する。

（昭和 30 年度創設）

- 実施主体 （社福）広島県社会福祉協議会
- 貸付種別、貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第10表 生活福祉資金の貸付状況

(単位 件、千円)

資金の種類	令和2年度				令和3年度				令和4年度				
	貸付申込		貸付決定		貸付申込		貸付決定		貸付申込		貸付決定		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総合支援資金	生活支援費	9	3,148	7	2,440	1	450	3	1,158	2	606	1	300
	住宅入居費	1	236	1	236	0	0	0	0	0	0	0	0
	一時生活再建費	1	207	1	207	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉資金	福祉費	32	8,833	29	7,888	30	10,535	29	7,289	26	3,840	27	4,992
	緊急小口資金	57	3,423	56	3,346	38	2,075	38	2,078	40	2,010	36	1,595
教育支援資金	教育支援費	19	14,138	19	12,954	13	10,941	12	10,701	7	2,868	8	3,108
	就学支度費	37	13,935	36	13,748	20	8,525	21	8,696	10	4,331	10	4,331
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	3	16,988	2	12,558	4	25,283	4	25,283	0	0	0	0
計		159	60,908	151	53,377	106	57,809	107	55,205	85	13,655	82	14,326

(注) 広島市、福山市及び呉市を含む。

(単位 件、千円)

資金の種類	令和4年度				
	貸付申込		貸付決定		
	件数	金額	件数	金額	
生活福祉資金 特例貸付	緊急小口資金	945	173,700	928	170,300
	総合支援資金	449	168,483	220	78,234
	総合支援資金(延長)	—	—	—	—
	総合支援資金(再貸付)	—	—	—	—
計		1,394	342,183	1,148	248,534

(注) 1 広島市、福山市及び呉市を含む。

2 特例貸付とは、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等を理由に、一時的な資金が必要な世帯へ緊急の貸付。

(2) 緊急生活安定資金の貸付

低所得世帯が緊急に必要な資金の貸付事業を実施する(社福)広島県社会福祉協議会(貸付償還業務は、市区町社会福祉協議会で実施。)に対し貸付原資を貸し付け、低所得世帯の生活の安定を図る。(昭和53年度創設)

○ 貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第11表 緊急生活安定資金の貸付状況

(単位 件、円)

区分	貸付申込		貸付決定		原資総額
	件数	金額	件数	金額	
令和4年度	33	1,193,500	33	1,193,500	50,000,000
令和3年度	44	1,270,000	44	1,270,000	50,000,000
令和2年度	40	1,298,000	40	1,298,000	50,000,000

(注) 広島市、福山市及び呉市を含む。

(3) 臨時特例つなぎ資金の貸付

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金等が交付されるまでの当面の生活費を貸し付け、自立の支援を図る。(平成21年度創設)

○ 実施主体 (社福) 広島県社会福祉協議会

○ 貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第12表 臨時特例つなぎ資金の貸付状況

(単位 件、円)

区 分	貸 付 申 込		貸 付 決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
令和4年度	1	40,000	1	40,000
令和3年度	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0

(注) 1 広島市、福山市及び呉市を含む。

2 平成21年10月1日受付開始。

3 3 戦傷病者戦没者遺族等援護

〔現況及び施策の方向〕

援護行政は、戦後間もない時期は引揚援護業務が主であったが、現在では、軍人、軍属等の戦傷病者及び戦没者遺族等の援護を中心に、戦没者慰霊事業、中国残留邦人等の援護及び旧軍人等に係る恩給等の進達に関する業務などを行っている。

〔事業の内容〕

1 戦没者遺族等の援護（予算額 19,840 千円）

(1) 公務扶助料、遺族年金等の給付

戦没者遺族に対し、恩給法（昭和 28 年復活）、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和 31 年度創設）及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和 27 年度創設）に基づいて給付される公務扶助料及び遺族年金等に関する事務を処理する。

第 1 表 戦没者遺族等援護給付金の処理状況

(単位 件)

区 分	令和 2 年度までの処理数	令和 3 年度処理数	令和 4 年度処理数	摘 要
公務扶助料 (特例扶助料を含む。)	54,824	0	0	総務大臣裁定
遺族年金 (遺族一時金等を含む。)	59,989	0	0	厚生労働大臣裁定
遺族給与金 (遺族一時金等を含む。)	12,939	4	6	〃
弔 慰 金	75,706	2	1	〃

第 2 表 戦没者遺族等援護の概要

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

援 護 の 種 類	対象戦没者	死亡の原因	遺 族 要 件	金額 (年額)	
恩 給 法 等	公務扶助料 (昭和 28 年 8 月創設)	軍人、準軍人、軍 属 (判任官以上)	○公務死亡	戦没者の死亡当時、死亡者 と同一戸籍にあった遺族 (配偶者、子、父母、祖父母)	1,966,800 円
	増加非公死扶助料 (昭和 28 年 8 月創設)	〃	○増加恩給受給者の平病死亡	〃	1,573,500 円
	特 例 扶 助 料 (昭和 32 年 1 月創設)	〃	○昭和 16 年 12 月 8 日以後の 内地等勤務関連死亡	〃	1,573,500 円
	傷病者遺族特別年金 (昭和 51 年 7 月創設)	〃	○傷病年金 (1~4 款症)、特 例傷病恩給 (1 款症以上) 受 給者の平病死亡	〃	557,600 円
			○特例傷病恩給 (2~5 款症) 受給者の平病死亡	〃	456,400 円
戦 傷 病 者 戦 没 者 遺 族 等 援 護 法	遺 族 年 金 (昭和 27 年 4 月創設)	軍人、準軍人、文 官、軍属	○公務死亡	戦没者の死亡当時、死亡者 と生計同一、生計依存の関 係にあった遺族 (配偶者、 子、父母、孫、祖父母等)	1,966,800 円
		〃	○勤務関連死亡	〃	1,573,500 円
		〃	○障害年金受給者 (1 款症以 上) の平病死亡	〃	1,573,500 円
		〃	○公務傷病併発疾病死亡等	〃	456,400 円
		〃	○勤務関連傷病併発疾病死亡等	〃	335,000 円
	障害者遺族特例年金 (昭和 51 年 7 月創設)	〃	○障害年金 (2~5 款症)、特 例障害年金 (1 款症以上) 受 給者の平病死亡	〃	557,600 円
			○特例障害年金 (2~5 款症) 受給者の平病死亡	〃	456,400 円

援護の種類	対象戦没者	死亡の原因	遺族要件	金額(年額)	
戦傷病者戦没者遺族等援護法	遺族給与金 (昭和34年1月創設)	準軍属(被徴用者、動員学徒、国民義勇隊等)	○遺族年金に同じ	戦没者の死亡当時、死亡者と生計同一、生計依存の関係にあった遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母等)	遺族年金に同じ
	障害者遺族特例給与金 (昭和51年7月創設)	〃	○障害者遺族特例年金に同じ	〃	障害者遺族特例年金に同じ
	特設年金 (昭和52年11月創設)	遺族年金に同じ	○公務傷病併発疾病死亡等	〃	456,400円
	特設年金 (昭和56年1月創設)	〃	○勤務関連傷病併発疾病死亡等	〃	335,000円
	特設給与金 (昭和52年11月創設)	遺族給与金に同じ	○公務傷病併発疾病死亡等	〃	456,400円
	特設給与金 (昭和56年1月創設)	〃	○勤務関連傷病併発疾病死亡等	〃	335,000円
	弔慰金 (昭和27年4月創設)	軍人、準軍人、文官、軍属、準軍属	○公務死亡 ○勤務関連死亡	戦没者の遺族(三親等内の親族)	50,000円 (一時金国債)

(注) 弔慰金は、昭和12年7月7日以後の受傷り病で、昭和16年12月8日以後の死亡に限る。

(2) 特別弔慰金、特別給付金の給付(予算額 13,036千円)

戦没者等の遺族に対し、各支給法に基づいて給付(国債)される次の給付金等に関する事務を処理する。

第3表 特別弔慰金・特別給付金給付の処理状況

(単位 件)

区分	令和2年度までの処理数	令和3年度処理数	令和4年度処理数	
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	初回	26,121	0	0
	二・三回	38,368	0	0
	四回	43,897	0	0
	五回	3,209	0	0
	六回	48,384	0	0
	七回	2,863	0	0
	八回	45,798	0	0
	九回	2,113	0	0
	十回	36,372	5	0
	十一回	16,476	7,563	5,225
戦没者等に対する特別給付金	初回	18,572	0	0
	継続	17,207	0	0
	再継続	15,262	0	0
	再々継続	11,526	0	0
	4回目継続	6,705	0	0
5回目継続	2,060	1	0	
戦没者の父母等に対する特別給付金	初回	938	0	0
	継続	775	0	0
	再継続	600	0	0
	再々継続	440	0	0
	4回目	249	0	0
	5回目	141	0	0
	6回目	54	0	0
	7回目	20	0	0
	8回目	11	0	0
9回目	4	0	0	

(3) 戦没者慰霊行事の実施

ア 戦没者慰霊祭等への参列（予算額 685 千円）

市町等が行う戦没者慰霊祭（追悼式）に参列し、慰霊の言葉をささげる。（昭和 28 年度創設）

イ 全国戦没者追悼式への参列（予算額 145 千円）

政府主催の全国戦没者追悼式へ戦没者等遺族が参列するに当たり、引率業務を行う。

第 4 表 遺族代表参列人員

（単位 人）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
参列人員	中止	15	60(予定)

ウ 戦没者遺族の団体慰霊巡拝等（予算額 1,077 千円）

沖縄「ひろしまの塔」へ戦没者遺族の団体慰霊巡拝を実施する（一財）広島県遺族会に対し、経費の一部を助成する。

第 5 表 戦没者遺族の団体慰霊巡拝事業補助の状況

（単位 人、千円）

年 度	遺族代表参列人員	県 費 補 助 額
令和 5 年度（予定）	30	220
令和 4 年度	23	220
令和 3 年度	中止	0

なお、沖縄「ひろしまの塔」（昭和 43 年 5 月広島県戦没者沖縄慰霊塔建設委員会建立）には、広島県出身の南方地域戦没者 34,635 柱が合祀されており、毎年、県主催で追悼式を現地で実施している。（昭和 43 年度創設）

また、塔の維持管理は、（公財）沖縄県平和祈念財団に委託している。（昭和 50 年度創設）

エ 戦没者遺骨収集への参加

国が海外等で行う日本人戦没者の遺骨収集に、本県からも民間協力者が参加している。

2 未帰還者・留守家族・中国残留邦人等の援護（予算額 659 千円）

(1) 未帰還者の調査

未帰還者の生死状況を調査し、生存者については、帰国意思の確認等の調査を行い援護の促進を図る。また、生死不明者については戦時死亡宣告・死亡認定のための事務を行う。

なお、これらの遺族には葬祭料（212,000 円）が支給され（昭和 28 年度創設）、更に、戦時死亡宣告の場合には弔慰料（公務死 20,000 円、非公務死 30,000 円）が支給される。（昭和 34 年度創設）

第 6 表 未帰還者等の推移及び処理状況

（単位 人）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	摘 要
未 帰 還 者 数	2	2	2	各年度の 4 月 1 日現在
増				当該年度中における異動 状況
新 把 握	0	0	—	
減				
帰 還	0	0	—	
戦 時 死 亡 宣 告	0	0	—	
死 亡 認 定	0	0	—	

(2) 中国残留邦人等の援護

中国等からの帰国者は、長期にわたって海外にあったため、言語、生活習慣等の相違から日本における社会生活に困難をきたしている現状にあり、その円滑な社会生活への適応と生活の安定を図るための事業を実施する。

ア 帰国旅費の支給（中国から定着地までの実費旅費）

イ 自立支度金の支給（1人168,600円、18歳未満84,300円、少人数世帯加算167,700円（1.0～2.0人）又は83,850円（2.5人～3.5人））（昭和62年度創設）

ウ 知事見舞金の支給

エ 身元引受人のあっせん（昭和60年度創設）

オ 支援給付金の支給（平成20年度創設）

カ 地域における生活支援事業（平成20年度創設）

3 戦傷病者の援護

(1) 傷病恩給等の給付

旧軍人、軍属又は準軍属であった者で、公務又は勤務に関連して負傷（疾病）した者に対し、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づいて給付される増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等に関する事務を処理する。（恩給法関係昭和28年復活、援護法関係昭和27年度創設）

(2) 特別給付金の給付

戦傷病者の妻に対し、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に基づいて支給される特別給付金に関する事務を処理する。（昭和41年度創設）

第7表 傷病恩給等の処理状況

（単位 件）

区 分	令和2年度までの処理数	令和3年度処理数	令和4年度処理数	摘 要
傷 病 恩 給	10,022	0	0	総務大臣裁定
傷 病 賜 金	287	0	0	〃
特 例 傷 病 恩 給	110	0	0	〃
障 害 年 金	2,434	0	0	厚生労働大臣裁定
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	17,340	57	9	知 事 裁 定

(3) 戦傷病者手帳の交付等

戦傷病者手帳の交付並びに次の各種援護を行う。（昭和38年度創設）

第8表 各種援護の処理状況

（単位 件、千円）

援 護 の 種 類	令和4年度処理実績		令和5年度処理予定		摘 要 （令和5年度単価）
	件 数	決 定 額	件 数	決 定 額	
戦傷病者手帳交付（再交付含む。）	0	—	0	—	
療養給付、療養費の支給	48	1,497	48	2,000	
療養手当の支給	0	0	0	0	月額30,700円
葬祭費の支給	0	0	1	212	212,000円
更生医療の給付	0	0	0	0	
補装具の交付・修理	0	0	1	500	
JR無賃乗車（船）券引換証交付	229	—	229	—	

4 旧軍人・軍属の援護

(1) 恩給等の給付（予算額 660 千円）

旧軍人・軍属に対して支給される普通恩給、一時恩給又は一時金に関する事務を処理する。また、本人が死亡した場合、遺族に対して支給される普通扶助料、一時扶助料又は遺族一時金に関する事務を処理する。（昭和 28 年度復活）

第 9 表 恩給等の処理状況

（単位 件）

区 分	令和2年度までの処理数	令和3年度処理数	令和4年度処理数	摘 要
普通恩給（扶助料）	37,473	0	0	総務大臣裁定
一時恩給（扶助料）	21,866	0	0	〃
加 算 年 算 入	29,245	0	0	〃
一 時 金 （ 遺 族 ）	3,773	0	0	〃

(2) 軍歴の証明

旧陸軍軍人・軍属の兵籍簿（約 30 万人分）を保管し、軍歴の各種公的年金通算や原爆被爆事実の立証等に当たり、所要事項の証明を行う。

- ・ 令和 3 年度処理件数 202 件
- ・ 令和 2 年度までの処理件数 87,282 件

5 援護制度の周知と失権防止

(1) 広報活動の強化

ア 制度の普及推進（予算額 479 千円）

恩給法、援護法等は毎年改正され、その内容は複雑多岐にわたっている。そこで、援護施策の普及や各種給付の漏給と失権防止を図るため、広報媒体を活用して制度改正の周知徹底に努めるとともに、受給権者の直接の窓口とされる市町職員を対象として、研修会等を実施する。

イ 戦没者遺族相談員（予算額 1,342 千円）

戦没者遺族の援護、更生等の相談に応じ、必要な助言、指導を行うため、これらの相談員を各地域に設置している。

- ・ 戦没者遺族相談員 37 人（昭和 45 年 10 月 1 日設置）

第 10 表 戦没者遺族相談員の活動状況

（単位 件、人）

年 度	戦傷病者戦没者遺族等援護法年金等の受給	各種給付金等の受給	恩給法等の各種給付金の受給	そ の 他	計	相談指導延人員
令和4年度	10	80	27	193	310	310
令和3年度	11	77	25	170	260	260
令和2年度	14	390	5	179	588	588

ウ 団体活動の助成（予算額 2,307 千円）

一般財団法人広島県遺族会、一般財団法人広島県動員学徒等犠牲者の会が実施する援護相談、広報活動等の事業に対し助成する。

(2) 相談事業の推進

戦没者遺族、戦傷病者等の各種相談に応じるため、県職員による巡回相談を実施。平成 28 年度以降は、事業休止。

3 4 障害者福祉（「広島県障害者プラン」の推進）

〔現況及び施策の方向〕

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものに対して、「障害者基本法」等の関係法令及び広島県障害者プラン等の各種計画に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

第1表 身体障害者（児）の数（令和5年3月31日現在）

（単位 人）

区 分		視覚障害	聴覚・平衡・音声語 ・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
18歳未満	県 分	12	66	320	136	534
	広島市分	30	98	524	223	875
	呉 市	6	13	52	20	91
	福山市分	2	44	167	68	281
	計	50	221	1,063	447	1,781
18歳以上	県 分	3,082	3,922	20,812	12,778	40,594
	広島市分	3,178	3,615	19,542	14,049	40,384
	呉 市	744	797	4,243	3,211	8,995
	福山市分	1,176	1,610	8,445	5,493	16,724
	計	8,180	9,944	53,042	35,531	106,697
合 計	県 分	3,094	3,988	21,132	12,914	41,128
	広島市分	3,208	3,713	20,066	14,272	41,259
	呉 市	750	810	4,295	3,231	9,086
	福山市分	1,178	1,654	8,612	5,561	17,005
	計	8,230	10,165	54,105	35,978	108,478

（注）身体障害者手帳交付台帳の登録数である。

第2表 知的障害者（児）の数（令和5年3月31日現在）

（単位 人）

区 分		最 重 度	重 度	中 度	軽 度	計
18歳未満	県 分	262	632	695	1,755	3,344
	広島市分	263	630	664	1,679	3,236
	計	525	1,262	1,359	3,434	6,580
18歳以上	県 分	1,232	4,039	3,318	3,245	11,834
	広島市分	759	2,045	1,687	2,274	6,765
	計	1,991	6,084	5,005	5,519	18,599
合 計	県 分	1,494	4,671	4,013	5,000	15,178
	広島市分	1,022	2,675	2,351	3,953	10,001
	計	2,516	7,346	6,364	8,953	25,179

（注）療育手帳交付台帳の登録数である。

第3表 精神障害者保健福祉手帳の所持者数（令和5年3月31日現在）（再掲）

（単位 人）

区 分	1 級	2 級	3 級	計
県 分	857	12,360	7,138	20,355
広島市分	1,364	12,735	5,255	19,354
計	2,221	25,095	12,393	39,709

（注）精神障害者保健福祉手帳交付台帳の登録数である。

第4表 特定医療費（指定難病）等支給認定承認数（各年度末現在）（再掲）

（単位 件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定医療費（指定難病）等支給認定事業承認数	23,348	23,417	14,196

＜「広島県障害者プラン」の推進＞冒頭

平成31年3月に策定した「広島県障害者プラン」に基づき、すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向けて、総合的かつ長期的な視点で障害者施策の計画的推進を図るとともに、令和3年3月に策定した「第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備に努める。

1 障害への理解と協働による共生（予算額 35,709千円）

(1) 障害に対する理解の促進（予算額 13,831千円）

ア 広報・啓発活動の展開（予算額 5,243千円）

障害者（児）に対する社会の正しい理解と認識を深めるための福祉思想の普及啓発を図るため、「障害のある人びとの福祉」を作成し、ホームページに掲載する。

(ア) 心のバリアフリーの推進員設置

心のバリアフリー推進員設置事業（予算額 5,243千円）

心のバリアフリーを推進するため、心のバリアフリー推進員を設置し「障害者差別解消法」（平成28年4月施行）に基づく相談窓口、あいサポート運動の推進、ヘルプマーク等障害者に関するマークの普及啓発等を実施する。（平成30年度創設）

○ 相談窓口の設置

障害者支援課内に推進員を配置し、障害者及びその家族や事業者等からの相談に対応する。

○ 普及啓発

講演、会議等により、県民、障害福祉団体、民間企業等に対して説明や情報提供を実施する。広報物の配布・掲示等によりヘルプマーク等障害者に関するマークの普及啓発等を実施する。

○ 広島県障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別を解消するため、相談事例の共有や解決方策の検討、啓発活動等について協議を行う。

イ 交流活動の促進（予算額 8,588千円）

ふれ愛プラザの運営支援（予算額 8,588千円）

ノーマライゼーションの理念の推進と県民への福祉の啓発を図るため、紙屋町地下街福祉公共スペース「ふれ愛プラザ」の運営を支援する。（平成13年度創設）

○ 運営主体 公益社団法人広島県就労振興センター

○ 事業内容 障害者就労支援事業所等の製品の展示・販売、福祉情報の発信等

○ 営業時間 10:00～20:00（平日・土曜日・日曜日・祝日とも）

○ 場所（規模）紙屋町地下街南端部（約48㎡）

(2) あいサポートプロジェクトの推進（予算額 6,339千円）

様々な障害の特性や障害のある方が困っていることを知り、それぞれに必要な配慮を理解し実践することで、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指して、企業や関係団体等との協働による「あいサポートプロジェクト」を実施する。（平成23年度創設）

ア あいサポート運動の実施（予算額 6,339千円）

「あいサポーター」研修の出前講座等（令和5年3月末現在 あいサポーター数：246,148人、あいサポート企業・団体数：823企業・団体、あいサポートメッセンジャー数：636人）

(3) 各種団体との協働の促進（予算額 6,330 千円）

身体障害者（児）・知的障害者（児）関係団体に対して運営費等を補助し、障害者（児）の福祉を向上させるための活動を促進する。

ア 障害者団体との協働（予算額 6,330 千円）

（ア）団体運営費の助成（予算額 1,730 千円）

第5表 身体障害者（児）関係団体に対する補助の状況

（単位 千円）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
（一社）広島県身体障害者団体連合会	250	250	250
（社福）広島県肢体障害者連合会	140	140	140
（社福）広島県視覚障害者団体連合会	140	140	140
（一社）広島県ろうあ連盟	140	140	140
（特活）広島県難聴者・中途失聴者支援協会	110	110	110
（特活）広島県腎友会	110	110	110
恵 声 会	110	110	110
全国脊髄損傷者連合会広島県支部	100	100	100
計	1,100	1,100	1,100

〔負担割合 県10/10〕

第6表 知的障害者（児）関係団体に対する補助の状況

（単位 千円）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
（一社）広島県手をつなぐ育成会	210	210	210
広島県知的障害者福祉協会	110	110	110
（特活）広島自閉症協会	100	100	100
広島県重症心身障害児（者）を守る会	100	100	100
広島県心身障害児者父母の会連合会	110	110	110
計	630	630	630

〔負担割合 県10/10〕

(4) 権利擁護の推進（予算額 9,209 千円）

ア 障害者虐待の防止

障害者虐待防止・権利擁護推進事業（予算額 9,209 千円）

「障害者虐待防止法」に基づき、県障害者権利擁護センターの運営や人材の養成等により、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援の確保を図る。

（平成23年度創設）

○ 障害者虐待防止ネットワーク推進会議

障害者虐待防止・権利擁護を適切に実施するための体制整備を行う。

○ 県障害者権利擁護センター運営費

使用者による障害者虐待に係る通報受付、障害者又は養護者からの相談への対応、その他虐待防止等のために必要な支援等を行う。（事業委託法人：社会福祉法人 広島県社会福祉協議会）

○ 障害者虐待防止・権利擁護研修

市町、障害福祉事業所等を対象とした研修会を実施する。

○ 指導者養成研修

指導者養成のため、国が開催する研修に人員を派遣する。

第7表 障害者虐待防止・権利擁護推進事業実績（令和4年度）

事業内容		実績		
障害者虐待防止ネットワーク推進会議		実施回数	1回	
ワーキンググループ会議			0回	
県障害者権利擁護センター運営	相談援助	問合せ件数	10件	
		相談件数	身体障害者	2件
			知的障害者	12件
			精神障害者	21件
			不明・その他	22件
	合計	57件		
広報・啓発	リーフレット (事業所・利用者)	4,000部		
	チラシ (一般向け)	6,000部		
障害者虐待防止・権利擁護研修		実施回数	1回	
		出席者数	1,693人	
指導者養成研修		出席者数	4人	

[負担割合 県障害者権利擁護センター運営 県 10/10 その他 国 1/2 県 1/2]

2 自立と社会参加の促進による共生（予算額 263,357千円）

(1) 雇用・就労の促進（予算額 87,845千円）

ア 就業機会の拡充と雇用促進

障害者就業・生活支援センター運営事業（予算額 50,776千円）

(ア) 日常生活支援（予算額 50,776千円）

障害者就業・生活支援センターを設け、障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援等を行う。（平成14年度創設）

第8表 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）の実施状況

(単位 所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施か所数	8	8	8

(注) 実施か所数は各年度4月1日現在の数値としている。

(イ) 障害者就労施設等の製品に対する優先的発注

障害者就労施設等の活性化を図り、障害者の経済的自立を支援するため、障害者就労施設等の製作した物品について優先的発注を行う。

イ 工賃向上のための取組

障害者の経済的自立支援事業（予算額 37,069千円（一部再掲））

障害者の経済的な自立を伴った地域生活への移行を推進するため、令和3年8月に策定した「広島県工賃向上に向けた取組（第4期）」をもとに、障害者施設における事業活動の充実及び工賃（利用者が得る事業活動の対価）の向上を図る取組を支援する。（平成21年度創設）

事業名	事業概要	負担割合
専門家アドバイザー派遣事業	マネジメント、営業、デザイン等の専門家を事業所に派遣し、事業所経営、製品力向上、販路拡大等に係る専門的見地から指導・助言を行う。	国 1/2 県 1/2
事業所製品のブランディング事業	製品の企画・製造及びそのプロモーションによる事業所製品の認知度向上及び付加価値づくりを実施する。	国 1/2 県 1/2
受発注マッチング機能・ふれ愛プラザ運営強化事業	統括ディレクターを配置し、障害者就労支援事業所製品の販売拠点である「ふれ愛プラザ」の運営強化による販売・情報発信・交流機能の向上とともに、製品及び役務の受注・調整窓口である「共同受注窓口」における企業等への情報提供体制や受発注マッチング機能の強化を図る。	国 1/2 県 1/2
農業分野における新たな就労確保事業	農業分野への障害者の就労促進のため、農業の専門家派遣や農福調整責任者が就農データのマッチングによる施設外就労を成立させるとともに、セミナーや販売イベントの開催等により販路開拓を行う。	国 9/10 県 1/10
事業所適正化事業	指定、取消における審査体制の強化 指定や取消の審査における専門家による県への助言	県 10/10

(2) 情報の保障の強化（予算額 161,502 千円）

ア 情報バリアフリー化の推進（予算額 30,185 千円）

(ア) 障害者社会参加推進事業（情報支援）（予算額 28,432 千円（再掲））

（平成9年度創設）

- ・ 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業
- ・ 点訳・音訳奉仕員養成事業
- ・ 要約筆記者養成事業
- ・ 要約筆記者派遣ネットワーク事業
- ・ 盲ろう者通訳・介助員養成・研修等事業
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- ・ 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修
- ・ 失語症者向け意思疎通支援者養成事業
- ・ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

(イ) 障害者情報アクセシビリティ向上事業（予算額 1,753 千円）

障害者への直接支援のほか、ICTの導入により日常的あるいは潜在的な課題を解決する手段を習得できるよう、セミナー等の実施など、個々に適したICTに関する支援を委託により実施する。（令和2年度創設）

イ 意思疎通支援の充実（予算額 131,317 千円）

(ア) 県立視覚障害者情報センターの運営（予算額 105,061 千円）

県立視覚障害者情報センターは、点字刊行物、視覚障害者用の録音物の閲覧及び貸し出しを行うとともに、点訳・朗読奉仕員の養成事業を行っている。（昭和37年度創設）

- 実施主体 社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会（指定管理者）
- 住 所 広島市東区戸坂千足二丁目1-5
- 電話番号 (082) 229-2320

第9表 視覚障害者情報センターの蔵書状況（令和5年3月31日現在）
（単位 タイトル）

区 分	数
点 字 図 書	11,440
カセットテープ図書	12,016
デ イ ジ ー 図 書	10,183

(イ) 広島県聴覚障害者センターの運営（予算額 26,553千円（一部再掲））

手話や字幕入りビデオ・DVDの製作・貸出、意思疎通支援者の養成及び派遣、聴覚障害者への生活訓練、相談などの業務を行っている。（平成12年度創設）

- 実施主体 一般社団法人 広島聴覚障害者協会（指定管理者）
- 住 所 広島市南区皆実町一丁目6-29
- 電話番号 (082) 254-0085

第10表 広島県聴覚障害者センターの作品所蔵状況（令和5年3月31日現在）
（単位 タイトル）

区 分	数
ビデオ	2,836
DVD	1,580

(3) 文化芸術活動の推進（予算額 14,010千円）

ア 文化芸術・余暇活動の充実（予算額 14,010千円）

- あいサポートアート展等の開催（予算額 4,700千円）

障害のある方のアート展等を開催して、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加の促進を図る。（平成24年度創設）

- 障害者芸術文化活動支援体制の整備（予算額 8,089千円）

障害者芸術文化の普及啓発や情報発信、人材育成等を図るため、広島県アートサポートセンターを設置し、セミナーやワークショップの開催等により障害者の芸術文化活動を支援するとともに、関係機関と連携し、障害者の芸術文化に係る創作活動基盤の強化を図る。

（平成28年度創設）

- あいサポートふれあいコンサートの開催（予算額 1,221千円）

音楽、演劇、ダンス等、障害者自らが舞台上で表現者として発表できる芸術祭を開催し、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加の促進を図る。（平成29年度創設）

3 保健、医療の充実（予算額 8,564,643千円）

(1) 保健・医療提供体制の充実（予算額 8,521,012千円）

ア 専門的な医療の提供（予算額 8,521,012千円）

(ア) 自立支援医療（更生医療）（予算額 825,368千円）

心身の障害の軽減を図る自立支援医療のうち、障害の除去、又は軽減により日常生活を容易にすること等を目的とした医療に公費負担を行う市町に対し助成する。（昭和24年度創設・平成18年度自立支援医療に移行）

第 11 表 更生医療の給付状況

(単位 人、千円)

区 分	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		
	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額	
入院	視覚障害	0	0	0	0	0	
	聴覚・平衡機能障害	0	53	0	0	0	
	音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	
	肢体不自由	6	689	4	610	6	872
	心臓機能障害	0	0	0	0	3	85
	じん臓機能障害	96	46,348	119	40,734	92	25,656
	小腸機能障害	0	0	0	0	0	0
	肝機能障害	1	223	2	112	0	0
	免疫機能障害	0	0	3	1,033	1	1,027
入院外	視覚障害	0	0	0	0	0	
	聴覚・平衡機能障害	0	18	1	0	0	
	音声・言語・そしゃく機能障害	1	100	1	15	0	
	肢体不自由	3	8	0	0	2	8
	心臓機能障害	0	0	0	0	0	
	じん臓機能障害	813	498,238	1,182	440,934	693	423,645
	小腸機能障害	0	0	0	0	0	
	肝機能障害	44	6,181	45	6,370	42	5,329
免疫機能障害	71	19,210	79	22,661	83	23,263	
訪問看護	0	0	0	0	0	0	
計	1,035	571,068	1,436	512,469	922	479,885	

(注) 1 広島市、呉市及び福山市を除く。〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕
 2 小数点以下の四捨五入により合計値と合わない。

(イ) 自立支援医療（精神通院医療）（予算額 3,578,479 千円）

心身の障害の軽減を図る自立支援医療のうち、在宅精神障害者の医療の確保を容易にするために行われる通院医療の医療費を公費負担する。（昭和 40 年度創設・平成 18 年度自立支援医療に移行）

第 12 表 精神通院医療の給付状況

(単位 人、件)

区 分	通院公費負担	
	通院患者数	年間診療件数
令和 4 年度	31,915	489,404
令和 3 年度	29,561	476,991
令和 2 年度	24,392	457,905

(注) 1 広島市を除く。〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕
 2 通院患者数については、各年度とも前年度 3 月から当年度 2 月分の累計である。

(ウ) 療養介護医療事業（予算額 136,126 千円）

医療的ケアを必要とする障害者のうち、常時介護を要する障害者を対象に、病院等における療養介護のうち医療に要する費用を給付する。（平成 18 年度創設）

第 13 表 療養介護医療給付事業の状況

(単位 市町、千円)

区 分	市 町 数	県費負担額
令和 4 年度	23	128,807
令和 3 年度	23	133,884
令和 2 年度	23	137,806

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

(エ) 重度心身障害児（者）医療の公費負担（予算額 3,949,077 千円）

重度心身障害児（者）の健康管理と保護者の経済的負担の解消を図るため、身体障害者手帳1級～3級又は療育手帳㉔（最重度知的障害者）、A（重度知的障害者）、㉕（中度知的障害者）の交付を受けている児（者）の医療費を負担する市町（広島市、呉市及び福山市を含む。）に対し助成する。（昭和48年度創設）ただし、次の場合は対象から除く。

- ・生活保護の適用を受けているとき。
- ・児童福祉施設（公費により医療費が支弁される施設に限る。）に入所しているとき。
- ・障害者又はその扶養義務者の所得が一定額を超えるとき。
- ・国民健康保険法の被保険者で、同法第116条の2に規定する施設への入所措置により、当該市（町）の区域内に住所を有することとなったとき。

第14表 重度心身障害児（者）医療公費負担の状況

区 分	支給者数	助成件数 (A)	障害者医療助成額 (B)	(B)のうち県費補助額 (C)	1件当たり助成額 (B) / (A)
令和4年度	62,495人	1,934,291件	8,141,164千円	3,635,029千円	4,209円
令和3年度	62,916人	1,885,231件	8,338,138千円	3,719,865千円	4,423円
令和2年度	63,230人	1,879,042件	8,185,714千円	3,679,063千円	4,356円

〔負担割合 県1/2、市町1/2、広島市は県40/100〕

(オ) 精神障害者地域包括ケア促進事業〔通院医療費の公費負担〕（予算額 31,489 千円）

医療、障害福祉・介護、住まいや就労等を包括的に支援する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、公費負担医療制度である自立支援医療（精神通院）とは別に、独自の通院医療費助成制度を創設し、再発・重症化による再入院等の防止を図ることにより、地域生活への移行・定着を促進するため、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、かつ、自立支援医療受給者証（精神通院医療）所持者に対し助成する。（令和3年度創設）

対象除外の要件は、重度心身障害者医療と同じ。

(カ) 広島県障害者介護給付費等不服審査会の運営（予算額 473 千円）

市町の行った介護給付費等に係る処分に対する審査請求の事案を調査審議するために設置している広島県障害者介護給付費等不服審査会を運営する。（平成18年度創設）

第15表 審査請求の状況

区 分	件 数	審 査 結 果
令和4年度	3	棄却2件，処分取消1件
令和3年度	6	棄却1件，取下げ2件，令和4年度へ繰越3件
令和2年度	5	棄却1件，令和3年度へ繰越4件

(2) 医療と福祉の連携（予算額 35,833 千円）

ア 精神障害者地域生活支援事業（予算額 35,833 千円）

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する。（平成30年度創設）

- ・保健・医療・福祉関係者による協議会開催
- ・精神障害者の家族支援に係る事業
- ・措置障害者の地域生活支援に係る事業
- ・精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
- ・精神障害者の住まいの確保支援に係る事業

- ・ピアサポーターの養成・活用に係る事業
- ・地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業

(3) 医療的ケア児（者）支援体制の整備（予算額 7,798 千円）

ア 医療・福祉支援体制（予算額 7,798 千円）

(ア) 医療型短期入所施設補助事業（予算額 2,155 千円）

日常的に医療的ケアと医療機器が必要な医療的ケア児（者）の家族等介護者の病気・出産・学校行事等、介護が困難な期間やレスパイトを含めた在宅支援を推進し、地域で安心して暮らせる環境づくりを構築するため、病院の病床を活用した医療型短期入所事業を展開し、医療型短期入所施設補助事業を実施する市町に対し補助を行う。〔負担割合 県 1/2、市町 1/2〕

令和 4 年度は、尾三圏域及び備北圏域において実施する。（令和元年度創設）

(イ) 医療的ケア児支援部会の開催（予算額 257 千円）

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、教育等関係機関が連携を図るために設置された広島県障害者自立支援協議会「医療的ケア児支援部会」で、支援の課題や対応策について協議を行う。（平成 30 年度創設）

(ウ) 医療的ケア児等在宅生活支援事業（予算額 5,386 千円）

医療的ケア児（者）に対する支援者のネットワーク構築等と医療的ケア児（者）に対応できる看護師及び介護従事者の育成を実施し、在宅の医療的ケア児（者）が安心して生活できる環境の実現に向けた支援を行う。（令和 2 年度創設）

イ 成人期移行に向けた支援体制

医療的ケア児等コーディネーター養成研修（隔年実施のため、令和 5 年度該当なし）

医療的ケア児（者）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児（者）に対する支援が適切に行える人材を養成する。（平成 30 年度創設）

4 地域生活の支援体制の構築（予算額 22,965,027 千円）

(1) 福祉サービス等の提供（予算額 22,786,688 千円）

ア 地域生活支援拠点等（システム）の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を市町において構築する。

イ 訪問系サービスの確保および日中活動の場の充実（予算額 22,122,021 千円）

(ア) 介護給付、訓練等給付事業（予算額 15,066,001 千円）

居宅介護、同行援護、短期入所、共同生活援助等の障害福祉サービス事業を実施する市町に対し負担する。（平成 18 年度創設）

第 16 表 介護給付、訓練等給付事業の状況

(単位 市町、千円)

区 分	市 町 数	県費負担額
令和 4 年度（見込）	23	15,140,455
令和 3 年度	23	14,564,239
令和 2 年度	23	13,667,318

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。

〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

第17表 指定障害福祉サービス等事業者数の状況（令和5年4月1日現在）

サービス種別	県分	その他市町分	合計
居宅介護（ホームヘルプ）	15	561	576
重度訪問介護	12	523	535
行動援護	2	77	79
同行援護	5	135	140
療養介護	8	3	11
生活介護	137	176	313
短期入所（ショートステイ）	11	233	244
重度障害者等包括支援	0	1	1
共同生活援助（グループホーム）	6	183	189
施設入所支援（障害者支援施設）	36	28	64
自立訓練（機能訓練）	4	1	5
自立訓練（生活訓練）	12	24	36
宿泊型自立訓練	2	2	4
就労移行支援	19	43	62
就労定着支援	7	30	37
就労継続支援A型	23	64	87
就労継続支援B型	145	233	378
自立生活援助	1	3	4
一般相談支援	0	202	202
特定相談支援	0	254	254

（注）1 休止中・廃止の事業所は除く。

2 「施設入所支援（障害者支援施設）」は、児童福祉法に規定する福祉型障害児入所施設で、18歳以上の入所者も利用させることとした障害者支援施設を除く。

（イ）重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業（予算額 29,517千円）

重度訪問介護サービス等に対する支給額が、国庫負担基準額超過の市町に対し、財政支援を行い、重度障害者等の地域生活を支援する。（平成24年度創設）

第18表 重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業の状況

（単位 市町、千円）

区分	市町数	県費負担額
令和4年度（見込）	1	66,611
令和3年度	1	60,029
令和2年度	2	16,248

（注）広島市、呉市及び福山市を含まない。

〔負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4〕

（ウ）障害児通所給付事業（予算額 5,180,017千円）

障害児に対し、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援事業を実施する市町に対し負担する。（平成24年度創設）

第19表 障害児通所給付事業の状況

（単位 市町、千円）

区分	市町数	県費負担額
令和4年度（見込）	23	4,829,011
令和3年度	23	4,293,837
令和2年度	23	3,590,728

（注）広島市、呉市及び福山市を含む。

〔負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4〕

（エ）障害児入所施設等への入所措置等（予算額 1,039,633千円）

障害のある児童が、日常生活の指導や治療等を受けるために障害児入所施設等へ入所（措置・契約）するための費用の一部又は全部を負担する。（昭和22年度創設）

児童福祉施設措置費（予算額 728,965千円）

障害児施設給付費（予算額 310,668千円）

(オ) 身体障害者（児）及び難病患者等の補装具の交付・修理（予算額 165,255 千円）

身体障害者（児）及び難病患者等の身体的機能の障害を補い、職業活動や日常生活を容易にするため、義手、義足、車椅子、補聴器、視覚障害者安全つえ等の補装具を交付・修理し、その社会復帰の促進を図る。（平成 18 年度創設）

第 20 表 補装具の交付・修理の状況（令和 4 年度）

（単位 件、千円）

種 目	種 別	交 付		修 理		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
義肢装具	肢 具	30	15,297	83	17,311	113	32,608
座位保持装置	装 置	72	6,689	35	1,124	107	7,813
視覚障害者安全つえ	座 位 保 持 装 置	57	29,946	133	19,352	190	49,298
義眼	視 覚 障 害 者 安 全 つ え	66	328	2	8	68	336
眼鏡	義 眼	11	936	0	0	11	936
補聴器	眼 鏡	48	1,263	3	70	51	1,333
人工内耳	補 聴 器	267	17,621	130	2,468	397	20,089
車椅子	人 工 内 耳			3	86	3	86
電動車椅子	車 椅 子	128	35,255	342	17,638	470	52,893
座位保持椅子	電 動 車 椅 子	21	13,696	118	10,535	139	24,231
起立保持具	座 位 保 持 椅 子	19	1,402	22	717	41	2,119
歩行器	起 立 保 持 具	1	347	1	142	2	489
頭部保持具	歩 行 器	10	543	5	177	15	720
排便補助具	頭 部 保 持 具	20	148	1	8	21	156
歩行補助つえ	排 便 補 助 具	0	0	0	0	0	0
重度障害者用意思伝達装置	歩 行 補 助 つ え	23	196	5	12	28	208
計	重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置	11	6,810	13	2,319	24	9,129
	計	784	130,477	896	71,967	1,680	202,444

（注）広島市、呉市及び福山市を除く。

〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

(カ) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業（予算額 2,319 千円）

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入又は修理等に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援し、福祉の増進を図る。

（平成 25 年度創設）

(キ) 特別児童扶養手当の支給（予算額 25,199 千円：支給事務費）

特別児童扶養手当は、身体、知的又は精神に障害のある児童を家庭において監護している者に対し国が手当を支給して、その障害児の福祉の増進を図ることを目的としており、県及び市町が、これらの手当の認定、支給に関する諸事務を行う。（昭和 39 年度創設）

項 目	内 容
支給要件	重度若しくは中度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父母等に支給。 ただし、次の場合は除く。 ○児童が施設等に入所しているとき。 ○児童が障害を支給事由とする年金を受けているとき。 ○受給者やその者の配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以上であるとき。
手 当 額	○1 級（重度）児童 1 人につき月額 53,700 円 ○2 級（中度）児童 1 人につき月額 35,760 円

第 21 表 特別児童扶養手当の認定及び支給状況

（単位 人）

令和 3 年度末 受給者数	令和 3 年度 中 の 異 動										令和 4 年度末 受給者数	
	新規認定	支給停止解除	他県から転入	資 格 喪 失						支給停止		他県へ転出
				20 歳到達	児童死亡	障害が軽度	受給者死亡	その他	計			
2,769	439	46	40	133	7	118	3	107	368	127	50	2,752

（注）広島市を除く。

第 22 表 特別児童扶養手当の障害別受給児童数

(単位 人)

区 分	受 給 児童数	障 害 別 受 給 児 童 数					
		精 神 障 害		身 体 障 害		重 複 障 害	
		重 度	中 度	重 度	中 度	重 度	中 度
令和 4 年度	2,952	748	1,790	209	219	2	4
令和 3 年度	2,977	741	1,771	232	226	3	4
令和 2 年度	4,577	727	3,316	247	266	5	16

- (注) 1 広島市を除く。
2 各年度末の人数である。

(ク) 心身障害者扶養共済制度 (予算額 614,080 千円)

心身障害者(児)を扶養している保護者の死後、残された障害者(児)の生活の安定を図るため、心身障害者扶養共済制度を実施する。掛金の全額を納付することが困難と認められる加入者に対しては、掛金の減額を行う。(昭和 45 年度創設)

[制度の概要]

- 加入資格 心身障害者(児)の保護者で 65 歳未満のもの
- 掛金の額 保護者の加入時の年齢に応じて条例で定める額
- 年金の額 月額 20,000 円 (口数追加加入者の場合 月額 40,000 円)

第 23 表-1 心身障害者扶養共済制度の加入状況

(単位 口)

区 分		加 入 口 数	年 金 受 給 口 数	弔慰金受給口数 (累計)	脱退一時金受給 口数 (累計)
令和 4 年度	県 分	1,173	1,401	798	640
	広島市分	734	608	251	296
	計	1,907	2,009	1,049	936
令和 3 年度	県 分	1,257	1,378	785	640
	広島市分	740	606	249	296
	計	1,997	1,984	1,034	936
令和 2 年度	県 分	1,292	1,383	779	639
	広島市分	763	588	244	295
	計	2,055	1,971	1,023	934

- (注) 1 県分に呉市及び福山市を含む。
2 各年度末現在の数値である。

第 23 表-2 心身障害者扶養共済制度の異動状況

(単位 人)

令和 3 年度末	新規加入・他県 から転入	加 入 者 数			令和 4 年度末	年 金 受 給 者 数			
		資 格 喪 失		令和 4 年度末		令和 3 年度末	年金支給開始	資 格 喪 失	
		脱退・他県へ 転出	(障害者死亡 弔慰金請求)					(加入者死亡等 年金請求)	受給者死亡
864	4	0	9	54	805	1,127	54	44	1,137

(注) 広島市を除く。

ウ 地域生活を支えるサービス等 (予算額 664,667 千円)

(ア) 障害者社会参加推進事業 (予算額 55,545 千円)

在宅の障害者に対し地域社会への参加を推進するため、次の事業を福祉団体に委託するなどして実施する。(昭和 39 年度創設)

第 24 表 障害者社会参加推進事業（県実施事業）の状況

（単位 千円）

事業名	事業内容	令和3年度予算	令和4年度予算	令和5年度予算
社会参加支援員等育成				
●手話通訳者養成・研修事業（平成2年度創設）	専門技能を有する手話通訳者及び手話奉仕員の養成に指導的役割を果たす手話通訳者を養成する。	3,096 【1,671】	3,088 【1,668】	3,102 【1,673】
○身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業（平成10年度創設）	相談員の相談対応能力の向上を図るため研修を実施する。	374	368	373
○盲ろう者通訳・介助員養成・研修等事業（平成10年度創設）	視覚及び聴覚に重複した障害がある盲ろう者とのコミュニケーション手段の技術等の指導を行って、通訳・介助員を養成する。	2,601 【1,423】	2,589 【1,422】	2,599 【1,427】
○盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（平成18年度創設）	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。	12,238 【8,840】	12,238 【8,491】	12,242 【9,118】
○身体障害者補助犬育成事業（平成元年度創設）	就労等により社会活動への参加に効果があると認められる重度の身体障害者に身体障害者補助犬を貸与する。	6,502	6,502	6,501
○点訳・音訳奉仕員養成事業（昭和45年度創設）	点訳または音訳に必要な技術等の指導を行って、これらに従事する点訳奉仕員・音訳奉仕員を養成する。	482	476	477
○要約筆記者養成事業（平成24年度創設）	専門技能を有する要約筆記者及び要約筆記奉仕員の養成に指導的役割を果たす指導者を養成する。	2,426 【1,023】	2,422 【1,020】	2,413 【1,016】
視覚障害者移動支援従事者資質向上研修（平成20年度創設）	視覚障害者移動支援従事者の資質向上を図るため、社会福祉法人日本盲人会連合が実施する「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修」の参加者の旅費を負担する。	210	209	205
○失語症者向け意思疎通支援者養成事業（平成30年度創設）	失語症者向けの意思疎通支援者の養成を行うとともに、これら支援者を指導する者の確保が必要であるため、支援者指導者の養成も併せて行う。	2,443 【1,635】	2,415 【1,618】	2,431 【1,631】
○失語症者向け意思疎通支援者派遣事業（令和元年度創設）	養成事業において養成した失語症者向け意思疎通支援者を派遣する。	4,245 【3,457】	4,245 【3,251】	4,250 【3,132】
社会参加支援サービス				
○障害者社会参加推進センター設置事業（平成2年度創設。平成10年度改組）	障害者の社会参加を推進する拠点として設置する障害者社会参加推進センターの運営に要する経費を助成する。	6,233	6,224	6,229
○生活訓練業（昭和47年度創設）	オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）に対して、ストマ用器具や社会生活に関することについて講習等を実施する。	433	430	432
○音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業（昭和47年度創設）	疾病等により喉頭を摘出した音声機能喪失者に対して、発声訓練を行い、また、この発声訓練に携わる指導者を養成する。	329	325	329
○点字による即時情報ネットワーク事業（平成4年度創設）	重度の視覚障害者に対して、新聞等による最新の情報を点訳し、提供する。	1,763	1,763	1,763
※2 字幕入り映像ライブラリー等製作貸出事業（平成2年度創設）	字幕・手話を挿入したテレビ番組等のビデオ・DVD等の製作、貸し出しを行う。	584	584	584
●手話通訳者派遣ネットワーク事業（平成元年度創設）	手話通訳を必要とする者が、社会生活上必要と認められる外出をする場合、その目的地において必要となる手話通訳者を確保するためのネットワークを整備する。	2,189	2,169	2,220
○要約筆記者派遣ネットワーク事業（平成23年度創設）	要約筆記を必要とする者が、社会生活上必要と認められる外出をする場合、その目的地において必要となる要約筆記者を確保するためのネットワークを整備する。	3,946	3,936	3,958
○進行性筋萎縮症者（児）療養相談事業（昭和54年度創設）	進行性筋萎縮症を原疾患とする身体障害者（児）に対し、検診を行うとともに、療養方法、日常生活、更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行う。	196	192	194
心のバリアフリー推進員設置事業（平成30年度創設）	ヘルプマーク等障害者に関するマークの普及のための広報啓発や、障害者差別解消法の普及啓発・相談対応等により、県民の心のバリアフリーを推進する。	5,316	5,201	5,243

〔負担割合：国1/2・県1/2、【 】：広島市、福山市、呉市負担金〕

- (注) 1 ○の事業は、広島県障害者社会参加推進センターに一括委託し、総合的に実施している。
 2 ●の事業は、広島県聴覚障害者センターの指定管理業務として実施しており、※の事業は、字幕入りDVD等の製作を（社福）聴力障害者情報文化センターに委託し、貸し出しを広島県聴覚障害者センターで行っている。

(イ) 市町障害者地域生活支援事業（予算額 609,122千円）

障害者及び障害児等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町が実施する地域生活支援事業に対して補助する。（平成18年度創設）

事業名		事業内容	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う。	
	自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等が、地域において自発的に行う活動に対する支援を行う。	
	相談支援事業		
	基幹相談支援センター等機能強化事業	専門的職員を基幹相談支援センターに配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する。	
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等に対する入居支援及び関係機関によるサポート体制の調整を行う。	
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成する。	
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を行う法人等の活動を支援する。	
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。	
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、障害者、難病患者等に対し介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具などを給付又は貸与する。	
	手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	
任意事業	移動支援事業	個別支援型、グループ支援型などの方法により、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援する。	
	地域活動支援センター機能強化事業	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や、雇用・就労が困難な在宅障害者に対する機能訓練、社会適応訓練等を実施する。	
	日常生活支援	福祉ホームの運営	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者に低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。
		訪問入浴サービス	身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
		生活訓練等	日常生活に必要な訓練・指導等を行う。
		日中一時支援	日中、障害福祉サービス事業所や学校の空き教室などにおいて、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
		地域移行のための安心生活支援	地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保や地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置するなど、障害者の地域生活への移行や定着のための支援体制を整備する。
		巡回支援専門員整備	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等への巡回等支援を実施し、施設等の職員や保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。
		相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保	相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制を確保するため、必須職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。
	社会参加支援	協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	市町村協議会において、社会的資源の開発に向けて、障害児者のニーズ調査等先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行う。
児童発達支援センターの機能強化		児童発達支援センター等について、個々の施設に応じて、多障害や支援困難事例への対応や早期かつ専門的な対応といった機能強化を推進する。	
レクリエーション活動等支援		各種レクリエーション教室や障害者スポーツ大会等を開催し、障害者スポーツに触れる機会等を提供する。	
芸術文化活動振興		障害者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。	
点字・声の広報等発行		点訳、音声訳等により、広報、事業の紹介、生活情報等、必要度数の高い情報などを定期的に提供する。	
奉仕員養成研修		点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員及び要約筆記奉仕員を養成する。	
複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進		意思疎通支援事業について、単独での実施が困難等の理由により未実施となっている市町村等において、近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法を検討する。	
就業・就労支援	家庭・教育・福祉連携推進事業	教育・福祉の連携施策を実施するため、関係者が一同に集う場の設置、合同研修、ハンドブックの作成、地域連携推進マネジャーの配置などの施策を実施する。	
	盲人ホームの運営	あん摩師免許等を有する視覚障害者であって、雇用・就労が困難な者に対し、施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行う。（本県該当なし）	
特別支援事業	知的障害者職親委託	知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導や技能習得訓練等を行う。	
促進事業	特別支援事業	必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実。	
	発達障害児者地域生活支援モデル事業	発達障害者の特性を踏まえた先進的な取組を行い、自治体の取組として実施可能な条件等を整理するためのモデル事業を実施し、全国への普及につなげることを目的とする。	
	障害者虐待防止対策支援	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協働体制の整備や支援体制の強化を図る事業に要する費用を市町村に補助。	
	医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケア児コーディネーターの配置や協議の場の設置など、支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児と家族の居場所づくりや活動を総合的に支援する。	
成年後見制度普及啓発	成年後見制度利用促進のための普及啓発。		
発達障害児者及び家族支援事業	発達障害児者の家族同士の支援を推進する観点から、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を拡充。		

事業名		事業内容
促進事業	地域生活支事業の効果的な取組推進事業	地域生活支援事業のより効果的な実施のため、現状を把握し、地域生活支援事業の効果的な活用方法を検討するとともに好事例を実証するための経費を支援。
	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度訪問介護の利用者が大学等に就学するにあたって必要な身体介護等を、大学等における支援体制が構築されるまでの間において提供する。
	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を実施する。
	特別促進事業	上記以外の事業であっても地域の特性等に応じて市町の判断で実施する重要な事業の支援。

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。

[負担割合 国1/2以内、県1/4以内、市町1/4]

(ウ) 施設サービスの利用等

第25表 指定障害者支援施設数の状況（令和5年4月1日現在）

(単位 所)

種別	県分	広島市、呉市及び福山市分	合計
施設入所支援	36	28	64
サ ー ビス 実 施	生活介護	27	61
	自立訓練（機能訓練）	1	1
	自立訓練（生活訓練）	1	3
	就労移行支援（一般型）	0	1
	就労継続支援B型	3	4

(注) 児童福祉法に規定する福祉型障害児入所施設で、18歳以上の入所者も利用させることとした障害者支援施設を除く。

第26表 指定障害者支援施設の定員及び利用人員の状況（令和5年4月1日現在）

(単位 所、人、%)

区分	施設数	定員	利用人員	利用率
施設入所支援	64	3,182	2,953	92.8%

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。

第27表 指定障害児入所施設等の定員及び利用人員の状況（令和5年4月1日現在）

(単位 所、人、%)

区分	施設数	定員	利用人員				利用率
			県分	広島市分	他県分	計	
福祉型障害児入所施設	9	202	105	38	2	145	71.8%
医療型障害児入所施設	8	497	274	181	5	460	92.6%
指定発達支援医療機関（重心）	2	220	98	67	24	189	86.0%
指定発達支援医療機関（肢体）	1	10	2	1	0	3	30.0%
合計	20	929	479	287	31	797	85.8%

(注) 1 県分に呉市及び福山市を含む。

[負担割合 県分 国1/2、県1/2]

2 定員、利用人員及び利用率は、障害福祉サービス分を含む。

3 指定発達支援医療機関（肢体）の定員については、全体の定員（120人）から療養介護の定員（110人）を除いた数。

第28表 指定障害児通所支援事業の状況（令和5年4月1日現在）

(単位 所)

区分	事業所数	支援の種類					
		児童発達支援（センター）	児童発達支援（センターを除く。）	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援
県分	257	9	68	1	178	1	22
広島市分	325	6	82	2	245	0	13
呉市分	52	1	19	0	31	0	3
福山市分	187	4	58	1	137	0	15
計	821	20	227	4	591	1	53

(注) 休止中の事業所を除く。

[負担割合 国2/4、県1/4、市町1/4]

(2) 相談支援体制の構築（予算額 107,691 千円）

ア 身近な地域における相談（予算額 18,338 千円）

(ア) 児童発達支援センター等機能強化事業（予算額 18,037 千円）

○児童発達支援センター機能強化事業

地域療育の拠点である児童発達支援センター等において、障害のある子供や疑いのある子供への支援内容を検討し、医療機関等への適切な支援につなぐコーディネート体制の確保や保育所等地域の子育て支援機関等に対し、障害特性に応じた支援技術等に関する研修等を実施する。

（令和2年度創設）

第29表 事業実施施設一覧

主たる施設・事業所種別	主たる施設・事業所名	住所	法人名
福祉型児童発達支援センター	呉本庄つくし園	呉市焼山北	(社福) 呉福祉会
児童発達支援事業所	デイサービスひろば	竹原市中央	(社福) 中国新聞社会事業団
福祉型児童発達支援センター	あいあい	尾道市木ノ庄町	(社福) 尾道さつき会
福祉型児童発達支援センター	あづみ園	尾道市久保町	(社福) あづみの森
福祉型児童発達支援センター	「ゼノ」こぼと園	福山市沼隈町	(社福) 「ゼノ」少年牧場
福祉型障害児入所施設	福山六方学園地域療育支援センターあしすと	福山市卸町	(社福) 創樹会
福祉型児童発達支援センター	草笛学園	福山市加茂町	(社福) こぶしの村福祉会
	ひかり園	福山市草戸町	
医療型障害児入所施設	子鹿障害児等療育支援事業所	三次市粟屋町	(社福) ともえ会
医療型児童発達支援センター 医療型障害児入所施設	若草園	東広島市西条町	(社福) 広島県福祉事業団
福祉型児童発達支援センター	広島西こども発達支援センター くれよん	廿日市市四季が丘	(社福) くさのみ福祉会
福祉型児童発達支援センター	柏学園	安芸郡府中町	(社福) 柏学園

(注) 広島市を除く。

[負担割合 国1/2、県1/2]

○スクリーニング機能強化事業

- ① 健診前後を含めた関係機関の連携強化等による効果的な健診の実施
- ② 療育的支援による子どもの適応の改善と、ペアレント・トレーニング等による経過観察層・育児不安層への支援による保護者の困り感の解消

により、不要な受診を減らすとともに、早期の専門支援の充実を図る。（令和2年度創設）

(イ) 障害福祉サービスの利用決定等に係る研修（予算額 301 千円）

障害福祉サービスの利用決定等を円滑に行うため、障害支援区分認定調査員、市町審査会委員の研修を実施する。（平成26年度創設）

（令和4年度研修開催実績）

区分	障害支援区分認定調査員研修 (初任者研修)	障害支援区分認定調査員研修 (現任研修)	市町審査会委員研修
対象者	市町職員、相談支援事業所職員等 (新規従事者)	市町職員、相談支援事業所職員等 (初任者研修修了者)	市町審査会の委員 市町職員
研修修了者数	88名	24名	49名

イ 専門的・広域的な相談支援（予算額 89,353 千円）

県立身体障害者更生相談所、こども家庭センター（児童相談所、知的障害者更生相談所）における相談指導

知的障害児、重症心身障害者（児）に対し、生活、教育、職業及び医療等の各種の相談に応じ、施設入所の委託等の必要な措置を行う。また、身体障害者及び知的障害者について、同様の措置を行う市町を支援する。

第 30 表 障害児・知的障害者の相談・措置等の状況（県分）

（単位 件）

区 分		こども家庭センター		
			知的障害者更生相談所分	児童相談所分
令和 4 年度	相談指導	2,635	861	1,774
	施設措置	104	—	104
令和 3 年度	相談指導	2,754	913	1,841
	施設措置	97	—	97
令和 2 年度	相談指導	2,879	1,187	1,692
	施設措置	92	—	92

（注）広島市を除く。

第 31 表 身体障害者の更生相談の状況

（単位 人、件）

区 分		相談等実人員	相談件数	判定件数
県立身体障害者 更生相談所	令和 4 年度	4,276	4,990	1,931
	令和 3 年度	4,054	4,099	1,864
	令和 2 年度	3,111	3,145	1,536

（注）広島市を除く。

（ア）ろうあ者専門相談員の設置（予算額 20,341 千円）

次の機関に、ろうあ者専門相談員各 1 名（計 6 名）を設置し、手話によってろうあ者の相談に応じている。

障害者支援課・西部厚生環境事務所呉支所・東部厚生環境事務所（昭和 56 年度設置）、東部厚生環境事務所福山支所（昭和 47 年度設置）、北部厚生環境事務所（昭和 49 年度設置）、県立身体障害者更生相談所（昭和 45 年度設置）

第 32 表 ろうあ者専門相談員の活動状況

（単位 件、人）

区 分	家族関係	生活・生計	職業職場関係	住 居	健康・医療	教育・育児	福祉サービス	日常生活用具 補装具・	年金・保険	各種制度	災 害	通 訳	そ の 他	計	相談指導実人員
令和 4 年度	82	167	25	10	231	8	55	235	5	31	3	94	238	1,184	500
令和 3 年度	89	366	35	22	416	18	38	106	29	37	8	169	186	1,518	654
令和 2 年度	87	419	22	21	384	10	44	97	24	68	8	160	63	1,407	635

（イ）発達障害者支援センター運営事業（予算額 28,591 千円）

発達障害児（者）及びその家族等に対する支援体制の充実を図る。（平成 17 年度創設）

- 実 施 主 体 県
- 事業委託法人 社会福祉法人 つつじ（東広島市八本松米満）
- 事 業 概 要 相談・療育・就労支援、普及啓発・研修、関係機関の連絡調整

第 33 表 発達障害者支援センター事業実績（令和 4 年度）

事業内容		実績			
相談支援・発達支援	実支援人数・延支援件数	実支援人数	238 人	延支援件数	1,194 件
	医学的診断、心理学的判定	実診断人数	0 人	実判定人数	2 人
	夜間等の緊急時保護、行動障害による一時保護	実支援人数	0 人	延支援件数	0 件
	相談支援・発達支援に伴う情報共有等（調整会議）				8 件
	相談支援・発達支援に伴う関係機関職員への助言（機関コンサルテーション）				117 件
相談支援・就労支援	実支援人数・延支援件数	実支援人数	71 人	延支援件数	547 件
	相談支援・就労支援に伴う情報共有等（調整会議）				14 件
	相談支援・就労支援に伴う関係機関職員への助言（機関コンサルテーション）				0 件
	職場拡大のための企業等への啓発活動				14 回
地域住民に対する普及啓発	パンフレットの作成等				0 件
	地域住民向け講演会の開催等				82 回
関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	センター主催又は共催で企画した研修	実施回数	18 回	延参加人数	1,550 人
	外部から講師依頼を受けた研修（講師派遣）		84 回		1,291 人
	（再掲）教育関係者との合同研修会		1 回		35 人
関係施設・関係機関等の連携	連絡協議会の開催状況	実施回数			3 回
	障害者総合福祉法第 89 条協議会等への参加状況				1 回
	他の協議会への参加状況				1 回
職員の研修派遣状況		参加回数			26 回
職員の支援等に関する専門性の確認状況		評価回数			0 回

〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

（ウ）発達障害地域支援体制推進事業（予算額 40,421 千円）

発達障害児（者）とその家族が地域で安心して生活できる体制を整えるため、次の事業を行う。

○ 発達障害地域支援体制マネジメント事業（平成 27 年度創設）

発達障害児とその家族にとって身近な市町、事業所、医療機関、学校等において、本人の障害特性に合わせた個別の支援が重層的に行われる体制づくりを推進するため、発達障害者支援センターに発達障害地域支援マネジャーを 2 名配置し、市町への巡回指導や助言を行うとともに、支援人材の養成研修などを実施する。

○ 支援者人材の育成（平成 24 年度創設）

- ・ 発達障害支援基礎研修
- ・ 発達障害支援スキルアップ研修
- ・ 発達障害教育支援スキルアップ研修
- ・ 医師対象研修

○ 家族支援体制の整備

発達障害児等の子育てを担う保護者が、障害の特性を早期に理解し、適切な対応ができるよう家族支援体制を整備するため、ペアレント・トレーニング実施者、ペアレントメンター、ペアレントメンターコーディネーターの養成等を行う。（平成 27 年度創設）

- ・ ペアレントメンター養成研修
- ・ ペアレントメンターコーディネーター養成研修
- ・ ペアレント・トレーニング実施者養成研修
- ・ 家族支援関係者連絡会議

地域生活のあらゆる場面で、発達障害が理解され適切な配慮が受けられるよう、地域住民を対象としたセミナーやイベントを開催する。

- ・ 県民向け発達障害啓発事業

○ 発達障害の医療ネットワーク構築事業

発達障害について適切な診療を確保するため、専門的医療機関を中心としたネットワークを構築し、高度な専門的医療機関を拠点医療機関と位置付け、発達障害医療コーディネーターを配置し、発達障害の診療医を増やすための陪席研修や困難事例に対する相談支援を実施する。

(平成 30 年度創設)

○ 発達障害診療円滑化支援事業

① 圏域に拠点医療機関が不在の地域における取組

診療に必要なアセスメントや保護者等へのカウンセリングを支援機関で行い、医療機関へつなぐことで、診療の円滑化を図る。(令和元年度創設)

② 地域ネットワーク構築事業の取組

発達障害児・者とその家族が、身近な地域・市町で個々の発達障害の特性に応じた適切な支援を切れ目なく受けられるよう、専門性の高いアセスメントの実施及び実施結果の医療機関への適切な引継ぎ、学校や相談・支援に関わる機関への指導・助言、関係機関が連携できる地域ネットワーク体制の構築等をモデル的に実施する。(平成 30 年度創設)

(3) サービスの質の向上等 (予算額 17,309 千円)

相談支援従事者等研修事業 (予算額 17,309 千円)

○ 相談支援従事者研修 (初任者・現任・主任) (平成 20 年度創設)

相談支援従事者の養成・資質向上を図るため、研修を実施する。

(令和 4 年度研修開催実績)

区 分	初任者研修	現任研修	主任研修
対 象 者	相談支援事業所職員等 (新規従事者を対象)	初任者研修の修了者 (実務経験概ね 5 年程度)	現任研修の修了後、相談支援専門員として従事した期間が通算して 3 年 (36 ヶ月) 以上である者
研修修了者数	185 名	141 名	53 名

○ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に係る研修 (令和元年度改定研修)

利用者の状態に応じた適切な支援を行うための個別支援計画の策定等を行うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修を実施する。(平成 20 年度創設)

(令和 4 年度研修開催実績)

区 分	基礎研修	更新研修	実践研修	専門別研修
対 象 者	市町職員、相談支援事業所職員等 (新規従事者を対象)	平成 30 年度以前にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に係る研修を修了した者	基礎研修を修了した者で、実践研修受講までに 2 年以上の実務経験がある者	基礎研修修了者のうち受講を希望する者
研修修了者数	514 名	551 名	314 名	32 名

○ 指導者養成研修等 (国相談支援従事者指導者養成研修等への派遣)

県が実施する相談支援従事者研修等に係る講師の養成を図るため、国が実施する相談支援従事者指導者養成研修及びサービス管理責任者等指導者養成研修へ人材を派遣する。

強度行動障害支援者養成研修

○ 強度行動障害支援者養成研修

強度行動障害がある人に対して、障害福祉サービス事業所等において適切に支援を行うため、支援者 (事業所従事者) に基礎的な知識と技術に関する情報を提供する。(平成 26 年度創設)

(令和 4 年度研修開催実績)

区 分	対 象 者	研修修了者数
強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修)	事業所職員等	1,890 名
強度行動障害支援者養成研修 (実践研修)	事業所職員等	948 名

(4) 災害・感染症対策の推進（予算額 53,339 千円）

ア 災害対策の推進（予算額 38,967 千円）

(ア) 防災と福祉の連携による個別計画策定促進事業（予算額 38,967 千円）

- モデル市町を選定し、福祉専門職の協力を得ながら、自力避難が困難な高齢者や障害者の個別避難計画を策定し、それに基づいて避難訓練を実施するほか、県主催の個別避難計画作成に係る研修を行う。（令和3年度創設）

(イ) 災害発生時に備えた避難訓練等の確実な実施

- 障害福祉サービス事業所では、災害発生時に備えた非常災害対策計画の作成及び定期的な避難訓練が義務付けられ、また令和3年度からは、業務継続に向けた計画の策定、定期的な研修や訓練（シミュレーション）の実施が事業所の努力義務とされたため、各事業所の対応状況を指導監査実施時に確認し、担保する。

イ 感染症対策の推進（予算額 14,372 千円）

新型コロナウイルス感染症対策事業として、次の事業を行う。

(ア) 在宅障害者医療等提供体制確保事業（予算額 2,962 千円）

- 在宅の重症心身障害児（者）や、介護者等が感染した場合に、継続した医療的ケアや障害福祉サービスの提供を行うための体制を整備する。（令和2年度創設）

(イ) 障害福祉サービス提供体制確保事業（予算額 11,410 千円）

- 新型コロナウイルス感染症の感染者が事業所において発生した場合にも業務が継続できるようかかり増し経費に対する支援、県、市町、関係団体が連携して応援職員の派遣体制を確保するほか、事業所を対象とした感染防止研修の実施を行う。（令和2年度創設）

5 暮らしやすい社会づくり

(1) バリアフリーの推進（福祉のまちづくりの推進）

「広島県福祉のまちづくり条例」（平成7年条例第4号）に基づき、福祉のまちづくりが円滑に推進されるよう県民意識の啓発・醸成を図るため、行政、事業者団体、当事者団体等で組織する「広島県福祉のまちづくり推進協議会」と連携して各種普及啓発事業を実施する。

6 社会福祉施設の整備等（予算額 2,448,884 千円）

(1) 障害者施設等の整備（予算額 295,134 千円）

障害者の地域生活移行、就労支援等を図るため、計画的な整備を推進する。

令和4年度の整備実績は、次表のとおりである。（平成17年度創設）

第34表 令和4年度施設等の整備実績

施設種別	施設名	設置主体	整備区分	整備概要	定員	整備場所	備考
共同生活援助	(仮称) グループホーム宮園	(福) くさのみ福祉会	創設	木造平屋造	10人	廿日市市	R3から繰越
障害者支援施設	ときわ台ホーム	(福) 広島県リハビリテーション協会	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備	120人	東広島市	R3から繰越
共同生活援助	あさひグループホーム	(福) 平成会	大規模修繕等	水害対策のための止水板設置	6人	竹原市	R3から繰越
共同生活援助	グループホームなないろの森	(福) 福祉の郷	創設	木造2階建	7人	府中町	
児童発達支援センター	児童発達支援センターひかり園	(福) こぶしの村福祉会	老朽改築	鉄筋2階建	40人	福山市	

(注) 広島市、呉市及び福山市の所管分を除く。

[負担割合 補助基本額に対し、国2/3、県1/3]

(2) 県立社会福祉施設の運営・整備（予算額 2,154,047 千円）

ア 県立社会福祉施設の運営（予算額 518,692 千円）

社会福祉施設を設置し、これらの施設を総合的かつ効率的に経営するため、平成 17 年度及び 18 年度から、指定管理者制度の導入により、運営の委託を行っている。

- ・ 指定管理者 社会福祉法人 広島県福祉事業団
- ・ 指定管理者 社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会（視覚障害者情報センター）
- ・ 指定管理者 一般社団法人 広島聴覚障害者協会

第 35 表 県立社会福祉施設の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

（単位 人）

施設名		定員	施設の目的
障害者リハビリテーションセンター	医療センター	病床数 160	障害者に対し医療を行うとともに、更生のために必要な相談及び指導を行う。
	若草園	入所 60 通所 10	肢体不自由児を入所又は通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	若草療育園	入所 53	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
	あけぼの	入所 40 日中 60	障害者に対して施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練又は就労移行支援を行う。
	スポーツ交流センター	—	身体障害者に対して各種の相談に応じるとともに、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進、及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。
福山若草園	福山若草育成園	通所 20	肢体不自由児を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	福山若草療育園	入所 54	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
支援センター 障害者療育	松陽寮	入所 148 日中 163	障害者に対して、施設入所支援を行うとともに、生活介護又は自立訓練を行う。
	わかば療育園	入所 50	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
視覚障害者情報センター		—	点字刊行物、視覚障害者用の録音物の閲覧及び貸し出しを行うとともに、点訳・朗読奉仕員の養成事業を行う。
聴覚障害者センター		—	手話や字幕入り DVD 等聴覚障害者用の録画物の閲覧及び貸し出しを行うとともに、意思疎通支援者の養成・派遣、相談業務を行う。

○ 県立医療型障害児入所施設整備事業（予算額 1,635,355 千円）

県立医療型障害児入所施設（わかば療育園、若草療育園、若草園）について、療育環境の改善、重症心身障害児（者）の在宅支援機能の強化及び医療体制の効率化による診療の充実を図るため、移転・改修等を行うこととし、必要な工事を実施する。

（平成 29 年度創設、当該工事は令和 5 年度で終了）